

第47回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成23年12月12日(月曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	9番	高 木 照 雄		
		午後1時1分退場 午後3時入場		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 01 分 開議

議長（矢内作夫君） それでは、皆さん、おはようございます。

本当にこう、寒くなりました。本日、早朝よりお揃いでご出席をいただきまして、誠に
ご苦労様でございます。

昨日は、第 5 回のマラソン&ウォークということで、町内外から 1,300 人を超す大変た
くさんの方においでをいただきました。盛大に行われましたことを報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は一般質問であります。11 名の議員から質問の通告を受け
ておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに 3 番、岡本義次君の発言を許可いたします。はい、岡本君。

〔 3 番 岡本義次君 登壇 〕

3 番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。3 番議席、岡本義次でございます。
よろしく願いいたします。

師走に入り、今年も後 2 週間余りとなりました。朝晩冷え込み、寒くなり、あちらこち
らで初冠雪の便りが届いております。今日も、水道が、外の水道では凍って出ないよう
な冷え込みであります。

今年はですね、3 月 11 日の東北を襲いました大地震、そして、大津波、また、原発の
破損等、そしてまた、台風によります紀伊半島、和歌山県勝浦の方を襲った大水害。奈良
県の十津川を襲いました山の崩落等で堰止湖。多くの方が、生命を亡くされ、多くの人を、
家屋を、海や川や、土石流の下に飲み込んでしまい、次々と大惨事を起こしてありました。
亡くなられた方には、ご冥福をお祈りし、また、被災者の皆様には、心よりお見舞いを申
上げます。

日本の国に、次々と自然災害が襲い掛かり、国民に苦難、刻苦を与えております。全国
民が一丸となり、この難局に力を合わせ、乗り切らなければならないと思います。

災害は、いつ、どこで、どういうふうにかかるや分かりません。この佐用町も一昨年、
大水害に見舞われ、また、中国縦貫道沿いに沿って、山崎断層が走っているとのことで、
また、いつ大地震が、この地を襲うか分かりません。決して、東北の地震が人ごとではあ
りません。だから、被災者の方には、被災を受けなかった人達が、力を合わせ、自分の
できる範囲の中で、支援して頑張っていきましょう。

それでは、今日はですね、3 件の質問をして参りたいと思います。

1 件につきましては、小中学生の体力強化はどうなされているかということと、2 つ目
に、獣害被害について。3 つ目、休耕田の取り扱いについてご質問していきたいと思いま
す。

2番、3番につきましては、自席からとさせていただきます。

まず、1番の小中学生の体力強化はどうされているのかのことににつきまして、教育長に問うていきたいと思えます。

今年の上月中学校の運動会に招かれ、参加しておりました。驚いた事に、最初の始まって、朝礼のすぐにはですね、少し曇っていたにもかかわらず、一人の生徒が気分が悪くなり、保健室に連れていかれました。又、競技途中にも、倒れてですね、救急車で病院に運ばれるというような事態がありました。そこで、教育長に次のことを伺っていきます。

1つ、上記の事で教育長は、どのようにお思いになりますか。

2つ、他の小中学校の現状は、どうなのでしょう。

3つ、朝食はちゃんと取ってきているのか。それらの割合については、どうなのでしょう。

4つ、元気な小中学生にするために、どんな施策がされておられるのでしょうか。

5つ、長期的に学校を休んでいる小中学生は何人いるのでしょうか。

6つ、その休んでいる原因は、何なのでしょう。

7つ、その対策は、どのようにされているのでしょうか。

8つ、各学校で小中学生のいじめは、ありませんか。

9つ、身体が元気でなくて、勉強も運動も、社会人になっても仕事もできないと思えますが、教育長は、どのようにお思いになりますか。

10番、これから剣道も必須科目となるとや聞きましたが、それを指導できる体育指導教員は、各学校にいらっしゃるのでしょうか。

11、無い場合はどうされるのでしょうか。

12、その内容について、月2時間ぐらいの、その中身の説明をお願いします。

13、長年ですね、バレーボールとか、ソフトボール、柔道、剣道等の健全育成、指導者の方には、イベント前には、それらの労苦に対しての表彰等をしてあげるべきではないのでしょうか。それらについて、伺っていきます。

以上、この場での質問といたします。

議長（矢内作夫君） それでは、教育長、1点目、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

それでは、岡本義次議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、運動会での、開会式での気分の悪くなった生徒、また、競技中に倒れた生徒についてどのように思うかという質問であります。各学校で行われる行事の中で、特に直立不動の姿勢でありましたり、ある程度の長時間、そのままの姿勢でいる運動会等の開会、閉会式等では、気分が悪くなる生徒が出ることもございます。今年の運動会での各校の様子でございますが、全体で4名ほどあったということをお知らせしております。

その要因は体力面や極度の緊張や生活習慣からくる体調不良など様々なことが考えられます。

今回の、上月中学校で救急車で運ばれた生徒の件ですけれども、普段は、健康面、生活面では問題がないと、そのように報告を受けております。今回、頭部を打撲したということで、大事をとり救急車で病院に搬送をいたしました。結果、異常がないということでありましたので、当該生徒は、体調が回復し、閉会式には参加しております。

一概に体力不足が要因であると言い切れない部分もあります。小中学生は、体が大きく成長する時期でありますので、各学校において、体力の増進、規則正しい生活習慣の推進

等を引き続き取り組む必要があると考えています。

次に、朝食はちゃんと取ってきているのか。その割合はとのご質問ですが、毎日朝食を食べてきている割合は、100パーセント。ほぼ100パーセントの学校は、やっぱり3校ほどです。他の学校も90パーセントから100パーセントに近い数字であります。全学校が100パーセントになるように、保護者と連携し、食教育等を含めて、基本的な生活習慣の定着にも推進しているところでございます。

また、元気な小中学生にするために、どんな施策がされているのかという質問でございますが、各学校においては健康にかかわる様々な取り組みをしております。先ほど申し上げました食教育をはじめ、基本的な生活習慣の定着、体力づくりのためにかけ足や縄跳びや、また、集団遊びなどを行っております。また、中学校では、全てが運動ではありませんけれども、部活動を中心として、体育の授業などで取り組んでいるところでございます。

次に、長期的に学校を休んでいる小中学生についてのご質問でございますが、10月末現在、中学生が8名、小学生2名で、合計10名の長期欠席者の報告を受けております。

休んでいる原因につきましては、不登校には、様々な要因があり、なかなか特定することはできません。友人関係であったり、家庭の問題であったり、勉強等への意欲の欠如と言いますか、なかなか理解しようと思っても、理解できない。そういう精神的な不安ということもあります。

その対策についてでございますが、担任を中心として、保護者やカウンセラーや関係機関と連携を図り、心のケアを進めております。その中で、小学生1名につきましては、先生方の努力により2学期以降登校できるようになっております。また、適応指導教室についても、4名が通っております。また、学校へ週に何日か登校している児童生徒が4名ほどおり、少しずつ改善の方向に向かっておる事例もあります。引き続き、各方面と、また、保護者と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

次に、小中学校のいじめでございますが、10月末現在、1件の報告を受けております。その1件につきましては、該当の生徒、保護者を指導し、早期に対応をしまいいりました。現在は、平常通り学校生活をしているとの報告を受けておりますが、今後も、引き続き経過観察が必要だと考えております。また、各学校へ、小さな変化も見逃さず、早期発見、早期対応を心掛けるよう指導しております。

次に、身体が元気でなくては、勉強も運動も、社会人になっても仕事ができないと思うがという問いでございますが、私も、その通りだと思います。各学校では、生きる力の育成を目指して、確かな学力・豊かな心・健やかな体、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成を図っていく努力をしております。このように、生きる力とは、学力だけではなく、たくましく生きるための健康や体力等も含みます。夢ある教育、きらめきプランの重点目標の1つにも掲げておりますように、健康面、体力面の向上に向けて、今後も取り組みを進めていきます。

次に、中学校での剣道の指導についてのことですけれども、指導は、体育の教諭が指導し、1、2年生では必修となっております。時間的には、年間で8時間から10時間です。3年生は、選択制となっております。また、体育の教諭は、授業での指導のために、研修に参加し、指導力の向上に努めるよう指導しております。

最後に、長年のバレー、ソフトボール等の指導者の表彰についてのご質問ですが、現在、社会体育につきましては、生涯学習課の方で担当していただいておりますが、体育協会、スポーツ指導員には、それぞれ表彰に係る規定があります。その規定に従って推薦があれば表彰を行っている認識しております。今後も、それぞれの指導者のご苦勞に答えていきたいと考えております。

以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） それじゃあ、1問目、再質問、岡本君。

3番（岡本義次君） ありがとうございます。

教育長の今、中ですね、あのまあ、長いこと立っておった場合は、そういう貧血とか、ふらふらっとなつて倒れる場合があるとや聞きましたし、まあ、全体で、4名の子が、そういうふうなことが、事象があったということでございます。

しかし、上月ですね、そんな長い、私、行っておった時に、5分もかからない内に、そういう、ちょっと気分が悪くなったのか、たまたま、その日が体調が悪かったのかどうか分かりませんが、やはり、そういうことが起こるといことはですね、やはり体力的に、やはりもう少し元気な子になって欲しいという気持ちを持っておりますので、その今、教育長がおっしゃった、かけ足、縄跳び等はですね、それは、どの学校も全部されておるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 同じ時間とか、同じ、量的な部分ですね、それは差があると思いません。

しかしながら、この寒いのにですね、私が通ってきておる道筋の学校では、子ども達ですね、朝からグラウンドを走ったりですね、鉄棒をしたり、また、一輪車に乗ったりですね、そういうことにつきましては、特に、小学校では、やっておると、そのように認識しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 私は、やはりですね、佐用中学校でも高い所にありまして、毎日、通学にですね、ああいう、自転車押し上げたり、また、歩いて上がるということは、毎日が、そういう鍛錬の、1つのね、体力の増強にも繋がってくるんじゃないか思います。

ですから、私も久崎中学校の時に、新宿の方とか、大日山の方は、今のように自動車が発展していなくてですね、歩いたり、自転車で来られたりして、毎年、よく走られる元気な子が、まあ、佐用郡の陸上競技大会に出てもですね、マラソンに優勝したりというような子が、何人がいらっしゃいました。

ですから、私は、小学校、中学校の子でもですね、昼の、例えば、食事前にでも、10分は、運動場に、どういんですか、ラインを、陸上のように円を描いてね、そこを先生も、生徒も一緒になって、10分間、音楽かけてでも、元気な子は、ドンドン力いっぱい。10周しようと、20周しようと。そして、もうひとつ自分の体力のない方は、ゆっくり走ろうと。また、体にちょっとケガでもされておる方についてはですね、歩いてでもというようなことでね、ひとつの習慣づけというようなことをね、やはり、毎日継続することによって、継続は力なりということで、私は、続けんとあかんと思うんですよ。そこらへんについて

は、教育長、どのように思いますか。

そして、学校、校長会等の時にね、教育長が、そういうふうなことで、ひとつ校長に、そのように言っていただいて、皆、どの佐用郡の、小中学校が取り組んでね、やはり、そういう、昔と違って、今、車の社会になりまして、親が送り迎えしたりしてですね、体力がやっぱり、おかしな事件が起こって、いろいろ町でも切りつけられたり、子どもが不安定な状態ですので、外へ出て遊ぶ、元気で遊ぶということが、段々少なくなりつつありますんでね、せめて、学校における時ぐらい、そういう元気にさせるためにね、そういうことを、お考えはありますか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） おっしゃること、十分、良く分かっておりますが、特にですね、小学校につきましては、午前中に、15分ないし20分、業間の時間というのを取っております。この時間にですね、できるだけ子ども達と先生と一緒に、グラウンドで、出たりますね、また、体育館で共に体動かしたり、そういう時間は取っております。

中学校においては、そういう時間を、決められた時間は取っておりませんが、と言いますのは、今、給食になっておりますけれども、給食、例えば、昼の時間ということで、特定すればですね、非常に時間が切羽詰まっておる実態が、中学校にはあります。準備、それから食事、後片付け、まあ、こういうことがありますのでね、できるだけ、議員がおっしゃるようにですね、子ども達が、1つ1つ、自分の体を動かしたりですね、また、心の癒しと言いますか、子供同士が、いろんな対話をしたりですね、そういう時間を作ろうと、今、日々ですね、学校は、努力をしていると、このように認識しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） その、やはり、昼の時間ですね、給食等に追われて時間がない場合もありますけれど、やはり小学生だったら、姫新線の上月駅から、地図を持たせてね、今日は、20周した人には、佐用駅まで着いたでというような感じで、1つの、どう言うんですか、走るんに、そういう自分が、1月かかって、姫路まででも到着したというようなことで、自分が、キロ数で、中でですね、ちょっとでも、自分が、進んで走るというようなことを取り入れたりしながらですね、やはり、私は、毎日続けて、元気な子にさしていくと。

昔、金田正一って400勝投手がおりましたけれど、金田投手が、投げるよりは、まず、走れということで、監督になってもですね、彼が、ドンドン、ドンドン走って、足腰が強くなって、そして、ピッチャーのバランスも取れて、いい投球ができると。で、やはり、人間というのはですね、体が元気であってこそ、勉強も、世の中へ出て仕事もね、やはり、体がびやびやしたり、もうひとつ元気がなかったら、なかなか、そこらへん、できにくい面もありますんでね、ですから、私は、体が、その人の生涯の宝物でございますんで、そういう、親はなかなかね、子どもに構って、仕事に行かれておったら、小さい時から一緒に運動ということが、休みの時しかできないかも分かりませんが、学校は、やはり義務教育の中でですね、校長先生が率先してね、子どもと一緒に走って、汗をかくと。そんなに汗

をブルブルかくほどじゃなくっても、こう、体を、10分走る。続ける。そしてまた、校門にも朝、校長先生が、門に立ち、子ども達に声をかけ、あいさつもし、終了の時には、気をつけて帰れよというようなことをね、やっぱり率先してやっていただきたらと思います。

まあ、ちょっと、名前を挙げさせてもらって、まあ、いい例だと思いますんで、大須賀校長という方がいらっしゃった時は、もう、子どもがですね、朝に、もう次々、おはようございます。おはようございます。おはようございます。さよなら。さよならと。もう、後ろ向いても、声をかけていたと思います。今の子は、あいさつでもね、こちらから声をかけてあげれば、返ってきますけれど、後ろ向いて、ちょっと、分からなかったら、自分からは、声が、なかなかちょっと、出にくいような状態でございますんでね、やはり、それらのことの、躰のことについては、小さい時から、やはりしっかり身に付けさせてやっていただきたいと、このように思います。

それからまあ、あの、今、言われた、長年ですね、この課長の中にも、長いこと、バレーボールを教えられてですね、100チームに及ぶ、ビッグスライダーの、そういう、長年されてきて、多くの方が上月町の体育館に訪れてですね、そういう健全育成もされておりますんで、そういう方については、生涯学習の部類かも分かりませんが、大きなイベントがある時にね、町長なり教育長の表彰状をね、やはり、皆さんの前で、長年、労苦に対して、こう、たたえていただきたいと。このように思っております。そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど申しましたように、表彰につきましてはですね、いろんな関係の、また、部署、また、関係者がございますので、そのへんについては、将来的な形でですね、考えていきたい。このように思います。

それから、もう1点、あいさつの件ですけれども、学校が、あいさつを教える。身に付けさせる。これは大事な部分です。しかしながら、家庭や地域でですね、しっかりと小さい時からですね、あいさつの習慣だとか、感謝の心だとか、そういうことについては、しっかりと、ある程度のところまでですね、育てていただきたいなということも、一部、あると思いますので、よろしくをお願いします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 私もですね、野球が好きでですね、JRの方で、ピッチャー、本社で10年ほど投げたり、各部署で監督したり、久崎の権太坊主のチーム作ってですね、長年に、30年近くも監督させてもらったりしたんです。

そやけど、その子ども達に、少年野球なりソフトボールを教えた時にね、やはりあの、その野球やソフト、勝つだけじゃなくってね、やはり躰のことで、人と会うたら、ちゃんとあいさつするんやでと。それで、自分に合うたことを、家の手伝いもせんとあかんと。一週間に1つは本読めとか、そして、いわゆる自分から道具出したり、草やごみでも拾ったり、そういうことを、ちゃんと、スリッパでも靴でも、ちゃんと揃ええと。そういうようなことを、常に教えながら、やって来ました。

ですから、私は、今、中学校は、各全員の方が、クラブ活動、入っているという報告聞きました。そしたら、先生がですね、教室の中で、勉強を教えておる時よりも、そういう監督で、こらっと喚きながらでもですね、部活をやっておる時の方がですね、生徒は、先生の言うことを、多分、よく聞くんじゃないか思うんですよ。

ですから、悪いことしたり、誤った時は、当然、あかんということで、先生がこう、指摘し、また、いいこと、また、いろいろな、その野球やソフトやバレーだけの時じゃなくって、日常生活でいいことを見つけられたらね、その中で、ちゃんと子どもを褒めてやると。そういうようなことを、やはり先生の指導に、ちゃんと、その校長会なり、また、先生の研修の中でね、そういうことを教えていただいて、野球、ソフト、バレーに勝つだけじゃなくって、普段からの、そういう躰。世の中へ出て困らないと。そういうことを、常々、スポーツをしながらね、教えてやっていただきたい。このように思いますが、教育長、どうでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 中学校の部活動は、素晴らしい選手を育てるのが第一の目的ではございません。これだけは、十分、皆さん、ご認識いただきたいと思えますし、その練習やとか試合、そういう過程ですね、結果、自分が将来、こういう道を進もうと。そういう土台を中学校の部活動では作っていると、私は、そのように認識しております。

ですから、言葉遣い、また、礼儀、そういうことも含めてですね、それぞれの学校が、校長以下、教職員が1つとなってですね、部活動の指導のあり方とか、そういうことを、子ども達の実情に合わせて、現実、現状に合わせてですね、指導の工夫をしておるというのが実態でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） まあ、人を育てるということは、大変難しいことでございますし、まああの、子ども達が、世の中へ出て困らないように、やっぱり、われわれ、親、保護者なり、そしてまた、学校の先生の役割と思っておりますんで、ひとつ大変でございましょうけれど、頑張ってくださいと思います。

またあの、不登校の方とか、いろいろな事情あると思いますけれど、まああの、そういうことにも、やはり将来のこと思ったらね、保護者の方も、また、先生も、その方、その子らが元気になって、また、学校へ登校できるように、ひとつ頑張ってください。このように思います。

やはり、学校へ出て、社会人になった時に、そういう1つの、そういう、どう言うんですか、やっぱり元気でやる気がある子じゃなげんと、なかなか、今日日の世の中ですね、共産圏のロシアや中国や北朝鮮は別でございましてけれど、自由諸国についてはですね、もう世界の垣根がとっばらかって、1つになろうとして、もう日本の企業でも海外にたくさん進出されたり、日本人の方も、たくさん海外に、企業人として、外国に出て頑張っているらしいです。そういう世の中になって参っておりますので、なおさら、やはり体力に元気で、また、前向きに自分から進んでいけるような子に、是非してやっていただきたい

と、このように思っております。ひとつ、よろしく願いいたします。

この件につきましては、以上といたします。

それでは、2件目の獣害被害についてということで、町長にお尋ねしたいと思います。

町内各地で獣害被害を受け、町民は作物を食べられて困っております。私とこのですね、円光寺の方も、門の、庭先までですね、イチゴ植えておいたら、次の日にはもう早、食べてしまってなくなったり、そういうハウレンソウでも、網を張っておっても、飛び越えてでも入ってですね、全部食べてしまったというようなことが、まあ、実際起こって、佐用町、各町内周った時にね、どこ行っても、網を張り巡らされてですね、とんでもないような状態が続いております。

ですから、次のことを町長に伺っていきます。

1つ、銃で1万円、おり・わなで5,000円となっておりますが、その理由については、どんなんでしょうか。

2つ、銃でいくら捕獲され、また、おり・わなではいくら捕獲されたのでしょうか。

3つ、金額を、なぜ同じにできないのでしょうか。

4、おり・わなも1人1つとなっておりますが、1人が3つとか5つとかの、緩和し、より多く捕獲できるようにと思っておりますが、それは、いかがですか。

5つ、課長は猟友会と相談すると言っておりました。そのことについて、されたのでしょうか。

6つ、23年度は目標数を達成されたと聞きましたが、まだまだ、たくさんシカもイノシシもあり、町民も困っておるような状態です。効率の良い、おり・わなでドンドン捕獲すべきと思いますがどうでしょうか。

7つ、捕獲したシカも山に穴を掘って埋めるのではなく、近隣と共に共同で、食べられるものについては人間が食べ、猫や犬の缶詰のドックフードとかにし、また、ミンチにして、魚の餌にするとか、やはり、そういうことについても、県内もしくは近隣の市町村と力を合わせて協議されたのでしょうか。

2つ目は、以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、2点目。町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） どうも皆さん、改めましておはようございます。早朝からご苦労様です。

今議会には、11名の議員の皆さんから、質問の通告をいただいております。それぞれ、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今、岡本議員からの獣害被害についての、まずご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

獣害被害についての7点にわたるご質問でございますが、ご質問の通告に基づき順次お答えをさせていただきます。

1項目の、銃での捕獲補助金1万円、おり・わなでは5,000円となっておりますが、その理由ということについてでございますが、銃による捕獲補助金は合併以前から同額でありまして、わなの補助金は、平成22年度に箱わなによる捕獲を開始をした際の協議により決定をいたしております。銃器は複数人での班で行い、わなは個人で活動するために、捕獲にかかる労力が違うため、県の報奨費も銃に比べてわなは半額となっており、協議によって同様の扱いとさせていただいたところでございます。

なお、昨年から、この駆除について、駆除隊を編成をさせていただいて、8月から猟期までの間の、その活動については、1日当たり、1万円弱の日当をお支払いをいたしております。また、それによって、捕獲していただいた分につきましては、1頭当たり5,000円を支給しております。まああの、昨年の実績でいきますと、捕獲隊がですね、約1,069人出ていただいておりますので、その費用が、1,000万。それから、それによった捕獲していただいたシカがですね、387頭でございます。シカ、イノシシがね。まあ、そういうことで、約、1頭当たり3万円強ぐらいの費用が、実際かかっております。

それから、2項目の、銃でいくら捕獲したり、おり・わなではいくら、何頭ですね、捕獲したのかについてということでございますが、猟期外ですね、有害駆除で平成22年度、昨年度は、銃で720頭。その内、シカが617頭。わなでは587頭で、その内、シカは254頭。まあ、全体の、わなでは、半数以下になっております。それが、後は、イノシシですね。なお、全体ではですね、有害駆除としての、そういう、その猟期外が全体で871頭、シカがですね、なるわけですが、また、猟期におきましては、1,161頭。合計、2,312頭という数値が報告をされております。

まあただ、これは猟友会。町の猟友会の方での報告をいただいている分でありまして、県の方で報告をされております、県、町外の方の猟ですね、そういうことも含めると、猟期中には、1,600頭ぐらいというふうに、県の方では把握をされているようでございます。

まあ、実際に、そういうふうに、シカについてはですね、まだまだ銃、特に、有害駆除につきましてはですね、銃で、追い払いも含めて、活動をいただくということで、相当のまあ労力がかかっているというのが、現状でございます。

まあ、そういう中で、金額を、この同じにできないのかということでございますが、現在のところ、今、述べましたような理由によりましてですね、労力の問題で、同じにすることは、逆に不合理ではないかというふうに考えております。

4項目の、おり・わなも1人1つになっておりますが、1人に3つ、複数ですね、3つ、4つ、5つと、多くわなを、おり・わなを緩和して、より多く捕獲できるのではないかとのことでございますが、これも猟友会との協議が必要でございますが、まあ、安全が確保できる範囲内で増やすことは可能だというふうに考えております。

5項目の、猟友会との相談についてでございますが、現在は、猟期中のために、来年の有害捕獲時期、4月までにはですね、また、そういうおり等の、おり・わなの取り扱いについてのですね、相談をさせたいというふうに、していきたいというふうに考えております。

6項目の、おり・わなで、どんどん捕獲するべきではないかということでございますが、農家の皆さんにも、わなの免許を新規に取得をさせていただいて、捕獲をされておまして、平成23年は、新規取得者が29人でございます。また、取得に際して町も助成や、箱わなの貸出しも行っておりまして、平成23年11月現在、30基のうち、現在21基を貸し出し中でございます。

7項目の、捕獲した鹿についてのご質問でございますが、西播磨シカ被害対策連絡協議会、これは事務局は、光都農林に持っていていただいておりますが、構成7市町と県において構成しておりまして、その協議会におきまして、処理施設等の先進地の視察なども行いながら、シカ肉の需要拡大や処理方法の検討などを行っておりまして、平田調理専門学校というところがありますけども、そこにも依頼して、16品目の、現在、メニューも開発をいただいております。そのPR用のポスター、チラシ、レシピ集やのぼり等も作成をして、にしはりまシカくわせ隊として、協力をいただける町内10店舗に、のぼりをつけていただいておりますというものが現状でございます。

とりあえず、以上、この問題につきましての、この場でのご答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、岡本君。

3番（岡本義次君） 今、答弁の中でですね、やはり銃等の方に、その日当とか、また、1,609人の方に1,000万ほどかかったということでございますけれど、のり網とか電柵、そして、こういうようなことについてですね、まあ、相当金が要るわけなんですけれど、町民としては、もう、私が、こうやって、この獣害対策について、私も1回じゃなかったと思うんですけれど、他の議員の方も、もう、再三再四ですね、やはり、町民として、佐用郡の方が、大変、お困りになってですね、そういう、普段、自分たちが作った作物についても、まあ、それは当然、人間が食べる物については、おいしいものですから、そのシカやイノシシがやってきてですね、そうやって根こそぎ荒らしてこう、食べてしまうようなことではですね、やはり困ったことを、行政が、やはり解決して、1つずつでも解消していかないことにはね、良いことはドンドン、また、良いことで進めて、町や村が良くなるようにしていくのは当然でございますけれど、困ったことについても当然、やはり、解消していかんとあかんということであれば、今、町長の答弁の中で、やはり、鉄砲よりは、おりやわなの方が確率が高いわけですね。ですから、今あの、猟師の方もですね、年めされたり、また、山が放置されて、犬が、なかなかツルや、そういう木に引っかかって、その獲物を追うというのも、段々、昔ほど追えなくなって、鉄砲の確率、撃って捕まえるというんが、いわば昔と比べては少なくなってきたおるんじゃないかと思います。

ですから、そのことについて、やはりその、前々からこういう話が、ドンドン出てるんであれば、農林振興課長が、当然、猟友会とお話ししてですね、そのシカやイノシシを捕まえるためにですね、おり・わなの、その規制緩和というんか、1人1基じゃなくって、やはり5つなり、せめて3つぐらいはできてね、それを捕まえることによって、ドンドン数を減らしていくと。目標数は、22年度においてはですね、そういうふうに、たくさん捕まえられて、したんですけれど、そのシカやイノシシが、まだ、それ以上にね、増えて、シカでも1年に2回ぐらい出産するような、まあ、高温になって、食べ物があるかどうか、まだ、捕まえても捕まえてもですね、捕まえきれないような状態で、田畑を荒らしておりますが、その来年度について、話をさせるということでございますけれど、それは、いつぐらいまでに、話しされて、そういう、思っていらっしゃるんか、そこらへんについて、見通しを。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁しますか。

〔町長「課長」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、町長の方からも答弁があったように、4月までは猟期でございますので、その間に理事会等が開催されますということになりますと、その中で、また、そういった皆様の方があるということ、猟友会の方へお伝えして、その中で、猟友会としての方向を出していただけたらと思っておりますので、その時期的には、理事会が開催される時ということ、1つの念頭には、置いております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 当然、町は、皆さんの汗水かいた税金で、こんだけの金を、いろいろ、日当なり、また、そういう編成部隊にお金払われている以上ね、もっと主導権持って、町は、猟友会のいいなり、まあ、いいなり言うたらおかしいかも分かりませんが、相談は、それはしなければなりません、もっとリーダーシップ発揮してね、やってくださいよ。町民が困っておるんやでね。これ、事実、もう、私が、今、初めて言うことじゃないんですよ。何回も何回も皆さんが、議員が、他の議員も言われて、もう町民も悲鳴上げておるような状態です。ですから、是非ですね、そういうリーダーシップ取って、そういう規制緩和も含めて、5つ、3つなりして、そして、今、今年度ですね、新規に29人の方が、おり・わなの資格を取られたということでございますけれど、私は、農林振興課の職員であれば、全員が、そういうような資格試験も取って、役場の職員も皆、取ってもらって、各部落に、役場の職員で、おり・わなかけるぐらいなことは、お考えはないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、この捕獲について、猟友会の皆さんにですね、いろいろとご協力いただいております。猟友会の協力がないとですね、例えば、おり・わなにしてもですね、その捕獲した物を、また、それを最終的に、いわゆるまあ、殺して処理する。なかなかできないわけですね。ですから、そういう意味で、少なくとも、現在、猟友会の皆さんは、いろんな面でご協力をいただいておりますし、この捕獲隊という編成についても、まあその、こちらからお願いをしてですね、で、まあ、編成をしていただいて、そういう有害駆除として、夏場のですね、非常に暑い中、大変な状況の中をですね、駆除活動に従事していただいているということでもありますので、少なくとも、町がね、リーダーシップを取ってということは、町行政としても、猟友会と一緒に、お願い、活動をして、お願いをして、その協力の中でね、進めているという現状、これについては、十分ご理解をいただきたいと思っております。

で、あの、まあ、おり・わなをたくさんね、かけて、作ってということで、これは、そういう猟期については、これは、30基まではですね、1人、設置することは可能なんです。しかしまあ、猟期外についてはまあ、今、1箇所ということ。これはあの、安全面とか、後の処理、そういうことも含めて、今、協議の中で、そういうふうになっておりますけどもね、まあ、猟期外についても、これまで補助金等は出ませんでしたけども、昨年からです、猟期外についても、まあ、県の方にも、いろいろ協議をして、対策として、先般、委員会で説明しましたけども、頭数によってですね、たくさん獲っていただければ、それだけの捕獲、補助金が支給できるようになっております。

まあ、そういうふうにして、町行政としても、相当のまあ、たくさんの費用をかけて、今、取り組んでいるわけですけれども、確かに今、なかなか、その被害が減らないということの中でね、更に、強力に、今この対策を行っていきいたいということで、まあ、今の被害はですね、以前は、佐用町とか宍粟が中心でしたけども、こうしてシカ対策協議会についても、もう西播磨、いわゆるもう、全市町が、もうその状況、加盟してですね、全市町

に、その被害が及んでいるという状況の中でね、まあ、一体となって取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 農林振興課長はね、佐用郡の被害の金額と、作物等について、だいたい、大雑把でも、何ぼぐらいという被害は、つかんでいらっしゃいますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 私の手元であります資料は、農業共済の関係でございますが、こちらの方の資料に基づきますと、いわゆる獣害被害についてということでございますが、平成20年度におきましては、419万8,000円ぐらいな被害があったということです。

それから、平成21年度につきましては、若干こう、作付け等の問題もあったんですけども、365万5,000円ぐらい。

それから、平成22年度におきましては、これはちょっと、21年が比較にならない水害があったということでございますので、806万1,000円ぐらいな被害があったんじゃないかという数字になっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） まああの、そういう、その、どう言うんですか、その農共の分で、そういうふうに挙がっておるということでございますが、実際、届けられてない方についてもね、いろいろ、花木、家へ花植えておっても、食べられてしまったり、いろいろ、その自分が鑑賞しておった分についても、そういう被害は、多分出てないと思いますので、もっと金額についてはですね、こういう金額以上にね、被害を受けておるんじゃないかと思えます。

それと、シカとか、捕獲してね、やはりシカとして、人間が食べれるところについては、その、どう言うんですか、今のシカコロケなど使われておりますけれどね、まああの、平田調理も16品目を使って、くわせ隊とかいうようにされておりますけれど、やはりもっとですね、他のところについては、ペットフード。犬や猫の缶詰するなり、また、ミンチにして、魚に食べさすなり、そして、皮についても、なめしてバンドしたり、手袋にでも使うと。これは、佐用町単独では、それは、当然、できないかも分かりませんが、近隣市町村も併せてね、やはり県に、国に、もっと働きかけて、国でも、そういうこと。県の中でですね、何箇所かは、それはこう、県が主導で作ってもらってね、そこへ持って行ったら、全部そういうふうにしてくれるというようなことをね、やっぱり積極的に、町長、働きかけていただきたいと思うんですが、そこらへんはどうでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こういう捕獲したシカ肉等ですね、活用について、まあ、いろいろと研究はしております。

まあ、以前からも、いろいろと、その逆に問題点ね、実際にやろうとした時に、なかなか、どこともうまくできない。

これは今、例えば、今、言われた、ペットフード等の缶詰、フードに加工できないかということなんですけども、やはりこれについてもですね、ペットフードと言っても、どんな肉でも、その使えるわけじゃなくってですね、特に、銃等で捕獲されたものは、例えば、肉の中に散弾銃とか、銃の、その弾、鉛というのが、もう1つでも混じってればですね、これはまた、大きなまた、信用問題になるわけです。ですから、そういう物を、きちっと除いて、安全性というものを確保した上で、その加工をしようとするればですね、まあ、どうしたって、その相当の費用が、コストがかかるわけです。

だから、例えば、シカの皮にしてもですね、なめして、じゃあ何に使うか。それを、それだけに、コストに見合う形で、その製品化できるかということで、それに対して、いろんなたくさんの公的な補助をすれば、逆にまあ、結局、補助金で、それを賄っていけば、いつまでも続かないということでもあります。

ですから、今、食肉にしてもですね、今、県としても、今、食肉の処理基準も作ってですね、こういう衛生的に、安全を確保した上で、きちっとした処理をしてくださいという形に、当然、指導もされて来ます。だから、そういう処理施設をつくらうとすればですね、当然たくさん、大きな、その設備が、大きなものをしようとするばいります。

ですから、現在は、個々の小さな処理場で、処理をして、できるだけいい肉、加工、活用ができるね、食肉として利用ができるものについてはね、していただいておりますけども、この捕獲したシカが、どんなシカでも使えるわけではありませぬし、また、そのシカのまた、利用できるね、部位。肉の部分についてもですね、1頭当たりから取れる所というのは非常に、いい所を取ろうとすれば少ないんですね。だから、そういうコストの面も非常に難しいということもあります。

そういう諸々の、たくさんの、いろんな、やっぱり具体的にやろうとすればね、課題もありますけれども、まあ少しでも利用できる分はね、利用できるよということ、こうして、食肉に加工して、レシピを作ったりして、開発したりしてですね、町内でも何カ所かで、処理ができるような、今、ことをやっていただいておりますし、こういう施設に対して、新たに町としてもですね、そういう施設の、衛生的に処理ができるような施設に対して、また、設備をつくっていく、整備していくことについてのね、助成等、こういうことについても、今、考えておりますので、そういう形で取り組んでいきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。後、5分ですよ。

3番（岡本義次君） 町民がまあ、実際困っておることではございますが、いろいろまあ規制や、そういう難しい面もありますけれど、ひとつ、県、国なり、いろいろ考えていただいて、努力していただきたいと思っております。

それでは、3点目のですね、休耕田の取り扱いについてということで、年老いて自分の田畑さえ作れなくなり、放置されようとしております。世界の人口は70億人に達し、食

料が金を出しても買えないような時代が必ずやってくるというのに、減反したりしておりますけれど、まあ、次のことを町長に伺っていきます。

1つ、町役場の農林振興課がもっと橋渡しして、作れない人が登録し、非農家の方が、今、町の方で流行っておりますけれど、そういう、野菜を作るとか、花を作るとか、そういうふうに田畑を荒らさないためにもね、そういうことができないのでしょうかということと、集落ごとに田畑を守る。まあ、東徳久のような営農グループというのでしょうか。そういうグループづくりが、各町内において、村を越えてですね、一緒に出来るような指導もお願いしたいと思います。

それから、3つ目、営農の方も多くの方が、まあ、年老いたりして作れなくなり、もっと多くの田畑を預けられた時には、そういうことが対応できるのかどうか。

それから、今後行政として、そういう作れない田んぼに対して、どのような策があるのでしょうか。そのことについて、伺います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。3分以内をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3分以内ということで、要旨だけでございます。

1項目目のですね、ご質問の非農家による耕作でございますが、非農家であっても、利用権設定による農地の貸借につきましては、作る意欲のある人は、農地を借りることができますし、1年以上の期間設定から可能でございますので、あえて空き地の登録等をしなくても、町の担当課、農協や農業委員会等にご相談いただければと思います。

また、2項目目の営農組織についてのご質問でございますが、東徳久地域は、農業法人として営農をされております。町内におきましても、任意組合としての営農組合を組織され、麦、大豆等の転作作物を中心として、水稻作業委託もされて、営農を行っておられる集落もそれぞれございます。

また、3項目の、大規模な土地利用型農業を目指す認定農業者につきましては、農業後継者の育っている方があると共に、経営規模の拡大を目指されている農家も見受けられますので、そういった農家の育成発展による営農継続が重要と考え、町も支援をしていきたいというふうに思っております。

今後におきましては、佐用町全体の農地の現状を考えた時に、大規模農家だけで農地を守ることができないと考えられることから、地域の農地を守る認定農業者や集落営農組織の育成によって集落農地の維持を図る必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。1分。

3番（岡本義次君） あのまあ、いろいろ、そういう、年老いて、お年寄りが増えてきてですね、若者がいない中で、そういう田畑が荒らされてしまうようなことがですね、今後十分、起こりうる問題でございますので、そこらへんについてはですね、やはり農林振興課が主導を持ってね、そういうことを、いろいろ、まあ、各そういう農家に対して、また、各集落に対してですね、少しでも、そういう田畑が荒らされないような格好の中でですね、ご努力願いたいと、このように思っております。

どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい。以上で、岡本義次君の発言は、終わりました。

ここで、お知らせしておきますが、開会后、1名の方に傍聴に来ていただいております。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただきますようお願いをいたします。

続いて、2番、新田俊一君の発言を許可します。新田君。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） こんにちは。午前中の最後になったんですけども、2番議席の新田でございます。

まあ、前置きは抜きにしまして、直接入っていきたいと思います。

自歩道の設置について、お伺いをいたします。

国道179号線の三日月地区、茶屋地区の歩道が狭く、約60センチから80センチで、歩道のない区間を入れますと、危険な区間が、約400mほどあります。事故も多発し、地域の住民の人も、自歩道の設置を待ち望んでおります。

私も、15年ほど前から要望しておりますし、一般質問でも、山口前町長、そして、現在の庵途町長にも一般質問等で要望いたしましたが、三日月駅前周辺整備が完成してから、歩道の設置をいたしますと、答弁をされましたが、現在のところ、何の計画もないようですが、どうなっているのかお伺いします。

2点目ですけども、若干まあ、上段と重複しますが、三日月、茶屋地区の事故は、多数あり、死亡事故も多くありました。安心で、安全なまちづくりに、こうした道路整備、歩道の整備が不可欠ではないですか。高齢者が増加し、自転車で通行される方も増加傾向にあります。一日も早く工事着工に向けての検討が重要と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

この場での質問は、終わります。後は、自席で行います。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、ご質問いただきました、国道179号の三日月地区、茶屋地区の自歩道整備の現状についてのご質問でございますが、当地域の国道179号の自歩道設置事業は、議員もご承知のとおり、旧三日月町時代から、町の重要施策の1つとして引継ぎ、駅前周辺整備事業とあわせて三日月駅前を中心として東西延長約1キロについて、兵庫県と一体となって整備が進められてきたところであります。おかげをもちまして、平成10年頃から本格的に着手をされ、ようやく昨年度、立派な駅の玄関口としての一体的な整備が完了をしたところでございます。

また、ご質問の三日月地区・茶屋地区の自歩道整備につきましても、兵庫県西播磨県民局から平成20年度に示されました西播磨地域社会基盤整備プログラムにより、桜橋から東側の自歩道整備として、今後、整備の計画が位置づけられております。

次に、2点目の1日も早く、この地区の工事着工に向けて検討が重要ではというご提案

でございますが、ご指摘のような、まだ未整備の危険な箇所というのは、町内にも、まだまだ多くございます。地域の住民の皆さんが安心して利用できる自歩道の整備は必要不可欠であることは、十分認識をいたしております。

当箇所の自歩道整備につきましては、西播磨県民局では必要性が高いとして、社会基盤整備プログラムの中で位置づけをしていただいておりますので、今後、西播磨県民局はもとより各関係機関へ、できるだけ早い着工に向けての取り組みを働きかけていきたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君、再質問。

2番（新田俊一君） まあ、今、お聞きしましたら、まあ、西播磨県民局の方で、まあ、位置づけられて整備をしようというようなことをお聞きしておるわけなんですけれども、地元の方へは、何のこう、連絡もないし、どういう位置付けになっておるのかという書類なんかももらっておりません。これはやはり、人がこう、事故が起きて死んだとか、もしくはケガをしたとか、自転車が車に巻き込まれたとか、そういったことがあってから、あれぐらいしておった方が良かったな。早いことしておたら良かったなというようなことでは、ちょっとこれ、まずいと思うんですよね。

やっぱり、人の命は、重いものがあると私は思います。本年の3月11日の大地震によりましてね、大勢の方が、地震、津波、そして、放射能等で、本当に多くの方が傷つき、また、仮設住宅でも困っておる。お金も早くもらえるのが本当なんですけども、9カ月経たなんたら貰えない。

そして、そのお金ですけども、こう、へっこんだ所が、何ちゅうか、ちょっと忘れたんですけれども、その地域は、お金は出ないと。たくさん、そういう放射能とか、いろんな被害があっても出ない。そういう指定された所とか、そういった方には、大人で40万円で、子どもは8万円ですか、まあ、そういったことを出されるそうなんですけれども、家もなくなってもてね、土地はもう、わやくそになってもて、全然こう、いらえない。除染しないとどうもならないというようなことで、たったそれだけのお金をわたして、もう、これで、未だ2次、3次とあるか分からないんですけども、口おさえしようとしておることなんですよね。

だから、この歩道なんかについてもね、やはりあの、もうちょっと、もう15年くらい経っておるんですからね。それは、最初にこれ、あの、歩道をつけてくれと言うて、つけようというて、申し出てこられたのは、当時、上郡土木なんですよ。上郡土木事務所なんですよ。そこから、あそこ、歩道つけようということですね、町の当時の課長が、何とか早く判を取ってくれと。それで、明日にでもつけるような勢いで、お願いに来られたわけなんですよね。私も一生懸命お願いして回りまして、承諾の印鑑を押したわけなんですけれども、で、また、関係のその、用地の関係のある人の、方にも、全部判を押してもらって、ほいで、施設課の方へ、当時、三日月町役場の施設課の方へお預けしたんですけれども、そのものは、どうなっておるのかね。今でも、ちゃんと保管されているのか。そういうことも、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） まああの、東日本の大震災の、また、原発問題のまあ、補償と、まあその、被害に遭われた方々、本当に大変お気の毒だと思いますけれども、当然まあ、これは、国としても、しっかりと対策をお願いしていかなければ。していただきたいと願っておりますけれども、その問題と、この問題、課題につきましてはですね、これは、当然、分けて考えていただきたいと思っております。

まああの、どちらにしても、まあ、新田議員言われる、人命に係わる大きな問題だということだと、そういう理解をいたしております。

ただ、こういう道路の整備、また、交通安全施設、自歩道の整備、これは、必要性、または、そういう危険であるということの認識、こういうことは、これはお互いに、誰も分かっていることで、こういうことを整備していこうという方向は、変わらないと思います。

ただまあ、これには非常に大きな費用も、予算がかかりますので、当然いっぺんにできない。そういう中で、まあ、15年ぐらい前ということですけども、15年前から比べるとですね、町内での、いろんな箇所を、国道等、また、県道等においてもですね、こういう自歩道、交通安全施設の整備も、かなり、当時と比べればね、進んできていると思いません。

まああの、現在でもですね、一昨年の大水害の河川大規模改修に伴って、その、そのの工事、改良工事、河川の大規模改良と一体的なですね、自歩道整備として、今、円光寺、久崎地区の自歩道も整備を、工事を着手していただいておりますけれどもね、まあ、このあたりについても、非常に危険な所ということで、相当以前からですね、要望があり、また、計画も、いろいろとあったということで、やっとまあ、それが、今回のような事業の中で、実現をしていくということでございますし、中上月の踏切、以前からのですね、今、整備についてもですね、これも、相当以前から、そういう要望があり、非常に危険な所だということで、皆さんの願いはあったと思うんですけども、まあ、ようやくまあ、今、工事が進行、できているということですね、どうしてもやっぱし、それだけの、なかなかいっぺんにできない。時間がかかるということも、これも、私達、社会の現状としてね、現実として、やむを得ないんじゃないかなというふうに思います。

まあ、そういう中で、この茶屋地区についてもですね、まあ、以前から、そういうご要望、また、危険性を認識されてですね、地域の皆さんも、用地等についての、提供と、それぞれ、ご了解もいただき、要望もあったんじゃないかというふうに思いますが、まあ、この件については、先ほど言いましたように、県も、町内に、まだまだ、そういう必要な箇所というのは、最終的には、県道、国道全てがですね、自歩道付きの道路になれば、一番いいんですけども、当面、緊急性なり、必要性が高いという場所についての整備プログラムの中には、この地区もですね、計画の中に入れて、計画されているということで伺っておりますのでね、まあ、できるだけ早い実現に向けてね、努力をしていきたいというふうに思っております。

ただまあ、そういう所が、地元の説明がないというお話なんですけれども、なかなか、県としてもですね、当然その、実施する時期にあたってはですね、来年度とか、測量に入っていくとかという、工事の着手ができるような段階になれば、説明がされますけれどもね、それ以前に、未だ、全体として、いつ頃できるかということ、確定できない中ではね、いつ頃というまでの説明ができないということで、地元への説明は、どこの地区においてもですね、そういう事前の説明というのは、なかなか難しいというのが現状ではないかなというふうに思っております。

ただまあ、そういう要望をされた要望書とか、同意書か。同意書を取られているのか、

どういう書式になっているのか、分かりませんが、まあ、そういう物は、

〔建設課長「引き継いでおります」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） えっ。

議長（矢内作夫君） 引き継いでおりますいうて。

町長（庵逄典章君） 旧町からは引き継いでおりますのでね、まあ、多分、それは、それぞれ、保管はされているというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、町長のおっしゃることも、よく理解できるわけなんですけれども、先ほども、私、ちょっと言いましたんですけれども、この工事は、前上郡土木から、是非ここに、歩道設置したいと。だから、早急に、用地なんかについての話をまとめてくれという要望があって、その時に、ちょっと延長は忘れたんですけれども、延長も、横断歩道は3メートルでつけませというて言っていましたわ。3メートルで。図面も、かなりの図面ができてましたよ。歩道の設置ね。自転車でも通れるいうやつですね。3メートルの歩道ということで、図面も上がってしまして、私のところにも何回か来られたことを覚えておりますけれども。そこまでしておいて、まあ、とにかく、駅前周辺整備が、先なんじゃいうて言うて、何か、福祉の町を宣言したさかいに、そがいしてくれというような話があってね、何か、飛び飛びになって、もう、それからでも、もう10年近くなるんじゃないかと思うんですけれども、まあ、ほとんどやられてないと。

何でまあ、そういうことを言うかといいますとね、本当に今頃、自転車の通行が多いんです。実際、あの60センチの幅ぐらいの所を、実際、40センチぐらいじゃないか分かりませんが、自転車でこう、運転、こうして行ったら、とてもじゃないけど、怖くて通れないようなところが、たくさんあるんです。子ども達は、違う所からこう、通って行きよんですけど、何べん、その、年寄りの方に、ここは危ないから、あっちから通れということ、教えても、ここは、わしが昔から通りよったさかいに、ここ通るんじゃいうて、全然言うこと聞かないと。非常にこう、危ないような状況が続いておりますんでね、いつになるか分からんではなしに、せめて、いつからぐらいは、それでも、着手したいとかいう、そういうような、あれは、返答はできないですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、私が管理しておりませんから、その権限はありませんし、これはまあ、県にお願いをして、できるだけ早くね、着手していただけるようお願いすることが、私の役目ではないかと思っておりますけども。

まあ、私が聞いている範囲内ではですね、駅前の、現在完成しました、あれだけの整備ですね、桜橋までの、橋の架け替えまで含めてですね、まあ、それが、できるまで。まず、

それをやると。それが、非常に時間もかかりましたし、相当な、あそこは、大きな工事費もかかっております。まあ、県としては、当面まあ、いろんな問題もあったと思うんですけども、まあ、あれからまだ西へも、まだできておりませんしね、当面、今の工事区間を、まず、完全に完成させるというのが、最優先で取り組んで来られたというふうに聞いております。

それから、今、言われる茶屋地区。桜橋から東に向けてですね、現在の、歩道と言えませんが、まあ、その歩く、本当に狭い所しかないということで、まあ、引き続いて、東へ整備を行っていかねばならないということは、まああの、私も県の土木の方からも聞いておりますし、まあ、それは計画としてもね、当然あるということなんで、まああの、この東、駅前の整備がね、できたのが、やっと十数年かかって昨年ですから。完全にできたのはね。そういう中でまあ、現在、非常に、土木全体としてもですね、佐用町の中にもまあ、今、先ほど申しましたように、いろんな所でまあ、こういう事業を、実際に実施していただいておりますのでね、まあ、全ての所を佐用町だけ早く、他を置いておいてでもというわけいもいかんところも、当然、県もあると思います。

ただ、過去からの経緯というのも、非常に大事な、取り組んでいただいた、そういう経緯もあろうかと。大事なところがあろうかと思えますから、その点については、改めて、また、土木の方にも、いろいろとご要望なり、相談もさせていただきたいということで、答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ありがとうございます。

何で、このこと、しつこいほど言っているのかと言いますとね、自歩道つける時に、ついでに、河川もこう、ちょっと広げよう。それと、井堰いんですか、頭首工の統廃合もしたいというような話があったんです。だから、当時の祇園住宅なんかもね、もうちょっとこれ、建てたかったんやけども、そこを、河川を広げるということで、建築をしないでね、祇園住宅を、途中で止めてやっていないという、相当開いておるはずなんですけども、そういった所なんです。

まあ、町長も、2009年ですか、の災害の時も、大変こうまあ、遭いましたんですけども、私は、今日は、佐用と上月が酷かったけども、明日は、三日月かも分からないという気持ちは持っております。だからまあ、お聞きになってもろたら分かるんですけども、雨が怪しい時にはもう、大概出て、危険でない所で、じっと見ております。1回は、何か、役場へ文句言うて電話したこともあると思うんですけどね、（聴取不能）でこう、堤防を乗り越えて、なすびを植えておる所とか、そういった所が、ドンドン傷められておると。国道にも、水が少し上がりだしたというようなことでね、まあ、役場の方へも、早いこと何とかしてくれんかいやちゅうようなことして、お願いしたようなこともあるんです。

だから、この歩道をして、自歩道をしていただける。その余計に河川の方もいらうんだということが、その時の土木の課長が来て説明されておったわけなんですけれども、多分、凶面もあるはずですよ。だから、そういった物を、土木の方へ提示してね、また、河川が非常にこう、もう1メートルあるなしなんですよね。あの、頭首工から堤防までの高さが。いっつも浸かるんです。そういった所は、1日でも早くしないとね、災害が起きてから、災害復旧工事で直したらええわと言え、それは、それだけのものですけども、やっぱり、災害の起きる前に、または、事故の起きる前に、そういった歩道とか、河川等は、やっぱり

りこう、直してもらいたいなど。または、改修していただきたいと思うわけなんです。

一度その、図面書いておったん、僕、見ておりますんで、僕も、ひょっとしたら、持つておるかも分らんのですけどね、また、そのほうを見ていただいて検討していただけますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう図面については、また、建設課長の方からでもね、後、答弁させますけども、私、自歩道については、そういうことは、私なりに聞いて引き継いでおりますけども、それと同時にね、河川の改修まで含めた、あそこの自歩道整備ということについては、今、初めて、申し訳ないですが聞きました。

まあ、確かに、角亀川はですね、非常にまあ、浅いということで、あそこ通ってもね、そういう河川の改修の必要性というのは、私も、よく認識しておりますけども、そういう、当時、計画がどこまであったのか、それについて、もし、建設課長、分かってますか。

〔建設課長「聞いてないです」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 多分まあ、調べてみますけども、多分、建設課長も知らないと思います。私も、それは聞いておりませんのでね、そこまでの計画につきましてはね。

まあ、それについても、まあ、なかなかまあ、河川の改修ということは、確かに、今、新田議員お話のようにですね、災害が起きる前に、しっかりと、それだけの対策ができる。することが一番まあ、望ましいと思いますし、そうして欲しいという気持ちは持っておりますけれども、まあ、現実として、なかなか、そこまで、災害が起きた所の対策を、まず最初に、優先してやっていくというのが、現状でございますし、町としても、現在の計画を、まず第一にですね、進めて、当然まあ、そういう、その、災害が起きてない所でも、危険な所の対策ということについては、今後、引き続いてね、取り組んでいきたいというふうな思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、ひとつ、力を入れて、そういったことに取り組んでいただきたいと思います。

それで、図面は、間違いなしにあると思います。捨ててなかったら。

それでは、次の問題の、ＴＰＰの問題についてお伺いしたいと思います。

昨年の12月の6日に、ＴＰＰの参加に反対する意見書を、内閣総理大臣と、農林水産大臣に、佐用町議会の総意として提出いたしました。管総理大臣が退陣し、野田総理大臣が誕生しましたが、推進の方向で動いていると思います。

今重要なのは、ＴＰＰに、もし参加する事になった場合、中山間地の佐用町としては、どう対応するかが問題だと思います。町長の考え方をお伺いしたいと思います。

それと、2点目ですけども、今は、日本は皆保険制度でありましてね、保険料を納めると国民は、平等に医療を受けることが保障されているが、ＴＰＰに参加することによって、

自由診療となり、病院等に格差が生じると思います。また、金持ちは医療を受けることができるが、お金のない人は、医療は受けられなくなる可能性があると思います。これも医療というのは、この、先進医療いうんですかね、そういったもんじゃないかと思います。それから、薬等は、どうなるのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

引き続いてですけども、3点目ですけども、農産物については、今は高い関税ですね。保たれていますが、TPPに参加する事によって、日本の農業は、大打撃を受けるのではないかと思います。政府は、一定基準以上の農家に対して、戸別所得補償をしようと言っていますが、これ本当にできるかどうかと疑問を持っております。佐用町内の企業や農家は、どうなるのか、町長の考えをお伺いします。

議長（矢内作夫君） はい、2点目について、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） はい。それでは、2点目のTPP問題についてのご質問でございますが、1項目の、TPPについて、もし参加することになった場合に、中山間地域の佐用町としては、どう対応するか。また、どういう問題だというふうに思うかというふうに、の問いでございますが、TPPへの参加につきまして、現在、野田総理が交渉参加に向けて関係国との協議入り表明以降、農業分野だけではなくて、各分野において議論が交わされているところでございます。

しかしまあ、この問題、現在、いろんな分野で、いろんな所で、非常に議論、論議がされておりますけれども、私自身も、なかなかこう、このTPPの問題について、詳細にですね、これを理解するということができません。

このTPPへの参加は、高齢化による農業従事者の減少、耕作放棄地の増加や農畜産物の価格低迷など、大変厳しい状況にある、本町のような中山間地域をはじめとして、国内農業に大きな影響が出るのではないかと考えられております。そのため、国においては、食料・農業・農村基本計画に基づく食糧自給率50パーセントの達成等を目指すため、農業者戸別所得補償制度をはじめとした諸施策が講じられているところでございます。

まあ、今後は、その農業諸施策に効率的に取り組むため、集落営農などの農業生産組織や認定農業者の育成を目指し、農地の利用集積による規模拡大や農作業の集団化により、佐用町農業の整備を進める必要があるというふうに考えております。

2項目の、日本の保険制度について、TPP参加によって、医療や薬等がどうなるのかというご質問でございますが、TPPの参加の是非について、医療分野における問題点について、日本医師会などでは、TPPに参加すると、医療の分野で、市場開放や自由化を外国から迫られ、医療に格差のある社会が生まれてしまうと、そうならないためにも、国民皆保険を守っていく立場から、医師会では反対をされておることを承知しております。

外国の営利企業が国内の医療分野に進出すると、利益競争が激化し、患者の経済力による医療格差が拡大し、全国民が等しく医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊につながりかねず、公的医療保険を適用する従来の治療と、適用外の先進治療を併用する混合診療が解禁されれば、効果や安全性の疑わしい治療や、投薬が増える恐れがあるということなどが、まあ、指摘をされていることも承知しておりますけれども、私自身は、実際、どういうふうに、これからなるのか、詳細には、なかなか理解することができておりません。

町としての考え方を、今、質問をされておりますけれども、先ほど、何度も言いますように、TPPについては、実際、非常に複雑で、分かりにくい問題が、含まれておりまし

て、実際この、ＴＰＰの問題を考える時、国民的な議論が必要というふうに、あらゆる所で、そういう声が上がっております。まあ、実際に、日本としてですね、今後、国際社会で生き抜くために、どういうふうに日本が、この問題を捉えていくのか。どうあるべきかということ。これは、慎重に当然、対応すべきであろうというふうに考えております。

まあ、そして、最終的にはですね、国政レベルの外交政策、外交交渉全体の枠組みの中で判断されるものであり、その判断について、今後の推移を、町としても慎重に見守って参りたいというふうに考えております。

３項目の、農産物については、今は高い関税により保たれておりますけれども、ＴＰＰに参加することによって、日本の農業は、大打撃を受けるのではないかと。政府は一定以上の農家に対して、戸別所得補償をすると言っておりますが、できると思いますか。佐用町内の企業や農家はどうなるのですかというご質問でございますが、残念ながら、申し訳ございませんけれども、私が今、本当に、こういう参加によって、どのような経済状況、また、農業やその他の分野で影響が出てくるのか、この判断をですね、することは、なかなか難しいと思っております。

しかし、実際に、参加をすることが必要であるとするならば、その参加によって出て来る、生まれてくるですね、その影響についてですね、その対策を、しっかりと国としてもやっていただかなければならないということだけは言えると思っております。

まあ、ＴＰＰへの参加につきましては、先般の全国町村会の大会においても反対表明がされたところでございますが、国の定める施策において農業の方向が定められることになると考えられますので、町といたしましては、今後の農業施策がいかに、心配されているような問題に対して対応できるかを、農業者の立場で検討し、県やＪＡの協力も得ながら、受けながら、佐用町の今後の農業振興を図っていくことが必要だというふうに考えております。

以上、この場でのＴＰＰに対する、問題に対する答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、新田君。

２番（新田俊一君） まあまあ、町長がおっしゃったように、まだあの、きっちり決まっていけないのでね、返答もしようがないんじゃないかなとは思いますが、やはりあの、こうなったらどうしよう。こうなった時にどうしようというような、１つの考え方としては、大事に考えていくべきじゃないかと思うんです。とにかく佐用町がね、中山間地域でするので、平野部のようにこう、大型機械の導入は難しいと考えます。

農業、畜産においても、佐用町では、大規模化は、地形上難しいと思います。特に、棚田等については、運営ができなくなり、放棄田が増加していくのではないかと心配しております。

特に、農業のこの大規模化ということになりますと、１人で作る田んぼの面積が約４０町ぐらいなかったら、農業はやっていけないと。今、農業の、米なんかは、７７パーセントぐらいですか。関税が。だからね、ほとんどが、その関税によって守られておるといような状況なんです。だから、これが、もし、もう今度から参加やから、農業のほうはこうやと言われた時に、それだけの大きな金を政府からこう、歳出してもらえるのだろうかというように、町長が、やはりあの、一国一城の主ですのでね、よく考えて、やっぱりあの、いろんな所で、どんなことがあっても佐用町は守っていくんだと。是非、この時には、こういうふうな考え方持っていくんだというように、分からないという

のが、本当だと思うんですけども、まあ、それに倍して、やっぱりよく考えていていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、国際価格にですね、中で全て競争していくこと自体は、これは日本の、特に棚田、私達のような中山間地域の農業においては、これは難しいと思うわけです。

これをですね、国際価格で競争できるようなね、力をつけろというようなこと自体、それは無理なことを、国も考えてないと思うんですね。

ただ、その大規模に、この農業ができて、まあ、その効率的な農業をやっていく方向というのは、これはまあ、できるところは、そういうことで、集約化をしたり、まあ、大規模農業ということも、北海道でありますとか、米どころである、たくさんの大きな平野部、農地がある所についてはですね、まあ、推進をしていって、そういう国際競争力というのも、つけていく政策もされると思いますし、ただ、佐用町の抱えているような、まあ、棚田。特にまあ、棚田だけではなくてですね、いわゆる中山間地域の農業の規模というのがですね、もう、1ヘクタール、2ヘクタールという単位じゃなくて、何反という、何十アールという単位ですから、まあ、これについてもですね、認定農業者なり集落営農。そういう専業農家と言われるところについても、当然もう、集約化をしても、農業の、土地の形態そのものがですね、効率的に、なかなか農業できない状況です。

それに対して、国が、いかに、その、そういう支援をしていくか、ということ、求めていかなきゃいけない。ただ、国が、ひとつ、そういう農業に対しての、いろんな対策を行っていくためにも、多くの財源が必要だと。国自体に、それだけの力がなければできないということも、事実だと思うんですね。

そのへんが、諸外国、ヨーロッパなんか見てもですね、工業国なんかも、そういう国全体の、その財政力というものを、国力というものを維持しながら、農業、特に、食糧の自給ということに対してですね、国の政策として、まあ、ある意味では、手厚い政策がされているところもあろうかと思えます。

そういう政策をですね、個々の政策を考えていただくのに対して、ここに、それぞれの地域にあったですね、対策を、国としてですね、しっかりと取り組んでもらえるように、いただくように、これに取り組んでいかなければ、要請をしていかなきゃいけないというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まああの、決まってもないことを、まあ、お尋ねして、申し訳なかったんですけども、是非、そういう形で、前を向いて取り組んでいていただきたいと思えます。

それとまあ、この医療の問題なんですけどね、これなんかこう、自由診療とか、先進医療なんかに適用される、混合医療ですか、もし、混合医療、解禁した場合ね、それでまた、大変なことになるのではないかなというふうな心配で、おそらく、自由診療にしても、

先進医療についてはもう、実費で払うようになるんじゃないかと思うんですよね。これ、されたら。

ほんなら、もう、半端なお金では、もう受けられなくなるんで、まあ、そのへんのことも、町長もまあ、共立病院なんかで、お聞きになったら、よく分かると思うんでね、よく、そのへんも、相談されて、われわれ佐用町民がね、安心して、安心でもう、医療受けられるというふうな状況に努力していただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、私自身もですね、こういう問題が、報道されるまではですね、そのＴＰＰの、この条約の中でね、そういう、その医療に係わる問題までですね、大きな影響があるんだということは、実際まあ、知りませんでした。それは、勉強不足でありました。

一番大きな問題はもう、日本の農業だということで考えていたわけですがけれども、ただまあ、あの、医療について、本当に、どういうふうな今後ね、国が、日本の医療をしっかりと、また、維持していくのか。これは、今後の交渉の中で、野田総理も、曖昧な言い方ですがけれども、まあ、交渉過程の中で、除外項目というの、当然あるし、その国の実情について、合わせた交渉をするんだということも言われております。国益に反することはやらないんだと。

まあしかし、それは、本当に、国際ルールの中でね、そんなことが認められるのかどうかは、私は、分かりませんし、ただ、混合診療という問題は、現在でも、既にもう、一部ではあるわけですね。だから、ある意味では、混合診療というものが、いろんな、今、病気がありますから、そういう、その診療に、治療においてですね、まあ、先進的な治療が、混合診療によって受けれるということが、まあ、ある意味では、必要な人もあるんじゃないかなということも思いますけども、まあ、そういう医療問題について、どういう、ＴＰＰによって、その実際、具体化した時にね、問題が、実際出てくるのか。それは今後、そういう議論の中で、協議の中でね、検討されるというふうに思いますので、そういう問題についても含めて、注視をしていきたいということしか、今のところお答えすることができません。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まああの、このＴＰＰについてはまあ、町長に、いろいろなところ、しち難しいこと言うたわけなんですけども、やっぱりあの、転ばぬ先の杖ということわざもありますんでね、前もって、よく検討されていたら、また、いいこともあるんじゃないかと思えます。

それと、もう１点、その自歩道についてね、15年ほど前からやっておるんで、そういう書類もあると思いますんで、そういうところも、よく調べてもらいまして、1日も早くね、三日月地域、茶屋地域の人が喜んでいただけるように、努力をしていただきたいと思います。希望しまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、新田俊一君の発言は終わりました。
ここでお諮りをいたします。昼食のため暫時休憩をしたいというふうに思うんですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、ここで暫時休憩をいたします。
再開を午後 1 時とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 01 時 01 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行いたします。
ここで、9 番、高木照雄君から、ケガ治療のためということ、早退届が出ておりますので、報告をしておきます。
続いて、7 番、井上洋文君の発言を許可します。井上君。

〔7 番 井上洋文君 登壇〕

7 番（井上洋文君） 7 番、公明党の井上洋文です。

私は今回、3 点の質問を行います。

第 1 点目は、ドクターヘリの西播磨への運行推進についてです。

本件提出時においては、県の方針が出ておりませんでした。12 月 8 日の神戸新聞紙上において、県南部でも 2013 年度から始めるとの方針が報道され、拠点病院の候補は、県立加古川医療センターと製鉄記念広畑病院が挙がっているとのことですが、私は、通告しまして、早く、町長が県の方へ働きかけていただいたと、このように、私、驚きました。ですけども、一応、通告どおりに質問させていただきます。

ドクターヘリは、50 キロの距離を 15 分で飛行し、最新の医療機器が装備され、医師や看護師を搭載し、空飛ぶ救命室とも呼ばれています。兵庫県においては、昨年 4 月から、公立豊岡病院を基地病院として、京都府、鳥取県との 3 府県共同運航をスタートしました。同病院のドクターヘリは、兵庫県、京都府の北部地域と鳥取県を運航対象としており、2010 年度の出動件数は、847 件で、1 日当たり 2.4 件、全国最多数の出動記録となりました。今年度は、11 月 30 日現在で、909 件、1 日当たり 3.1 件の出動があり、前年を上回るペースです。重症患者に限ると、救命率は 2、3 倍に上がると報告されています。本町のような交通に時間を要するような地域においては、重症患者の救命医療に欠かせないと思います。西播磨へのドクターヘリを導入されるよう、県へ強く働きかけていただきたく、町長に、お伺いいたします。

議長（矢内作夫君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、井上議員からのご質問の、まず、ドクターヘリの西播磨への運行推進をとということのご質問にお答えをさせていただきます。

中播磨・西播磨圏域内の救急医療体制につきましては、県立姫路循環器病センターに加

えて、平成 25 年 3 月に、製鉄記念広畑病院に新たな救命救急センターが開設をされる予定となっており、当圏域におきまして、かなり充実した三次救急医療体制が構築されることとなります。

兵庫県地域医療再生計画におきましても、先般、先ほどのお話のように、神戸新聞でも報道がされましたように、県南西部の救急搬送体制の充実を目指し、播磨地域の救命救急センターへ、ドクターヘリの基地施設整備が計画をされており、拠点病院として、加古川の医療センターと、その広畑の製鉄記念病院が挙げられております。そのことを踏まえて、平成 23 年、今年の 10 月の西播磨市町長会要望会におきまして、西播磨地域ヘドクターヘリの配備を行うよう、兵庫県知事に要望をいたしております。また、11 月には、西播磨市町長会構成の消防本部からも、県に対しまして同様の要望を行っておりますので、ご承知いただきたいと思っております。

以上、この問題につきましては、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、井上君。

7 番（井上洋文君） まあ、導入されるということなんで、質問の趣旨とは、ちょっと違うんですけども、ちょっとお聞きしたいと思います。

現在まあ、県の防災ヘリが 1 機とですね、それと、神戸市の消防防災ヘリが 2 機、それと、川崎医大ですかね、こちら、からのドクターヘリという、4 機ですか、が、配置、配備されておるわけですけども、この佐用町においては、どんなですか。川崎医大の方から、このドクターヘリが、ヘリを要請して、来ていただくというように、聞いておるんですけども、その状況は、どんなんですか。年間、どのくらいの、その、ドクターヘリの要請をされておるわけですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 件数とか、詳しいことにつきましては、後ほど消防長の方がお答えいたしますけれども、このドクターヘリ、県内においては、県においては、この西播磨地域は空白地と、現在なっております。

ただ、その岡山県の川崎医大でのですね、運行をされておりますドクターヘリ、これがまあ、要請によってですね、この佐用町にもですね、飛んできていただいていると。

これは、聞くところによりますと、岡山県が、このドクターヘリの整備等を、全国的にも一番最初にこう、整備をされて、川崎医大ということが拠点病院になってますけども、運航実態は、岡山県が運航をされているというふうに聞いております。

ただまあ、実際、佐用町としてはですね、それを、その、現在のところ、本当にありがたくですね、経費的な負担もなしにですね、実際に、要請によって、飛んできていただいているというのが、実態であります。

で、この度、兵庫県としてもですね、この豊岡、3 地域に、但馬地域については、豊岡病院を拠点として、ドクターヘリの運航。これは、関西広域連合の 1 つの救急体制として、考えられているということでございます。

で、あの、西播磨地域として、今、加古川と、この広畑姫路病院が候補に挙がってますけども、加古川でいきますと50キロ圏内。だいたい50キロを目安として飛行されますので、宍粟でありますとか、宍粟市、それから佐用町についても、全域がカバーできないと。加古川に拠点ではですね。ですから、加古川方面におきましては、神戸の方のですね、ヘリがですね、これ、カバーができるということですのでね、当然あの、兵庫県として、この西播磨、姫路に拠点を置けばですね、だいたいまあ、西播磨全域が全てカバーができるということになりますので、広畑病院に置いて欲しいという要望をしているというところでございます。

まあ、これまで、そういうことで、川崎医大からも、かなり、何回も救急要請をしてですね、多くの人命が助かってきて、助けていただいておりますのでね、その点については、これまでの経緯について、消防長からお答えをさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、件数等について、消防長、答弁。

消防長（敏蔭将弘君） ドクターヘリの運航状況について、ご説明させていただきます。

まず、一番最初にドクターヘリを要請したのは、平成12年、西暦2000年の11月です。この時点では、先ほど、町長が申しました、まだ、岡山県でのドクターヘリの運航が始まっておりません。川崎医大が実験運航としてスタートさせたところでございます。ですから、実験運航ということでしたので、実績を上げるという意味から、佐用町の方で、そういう要請があれば、ドンドン、申し出てくださいと。そういった申し出があったことに、お言葉に甘えて要請をしていったところでございます。

今年度は1件もないんですけども、昨年度までで、20回のドクターヘリの要請をしております。その内、16回、川崎医大の方からドクターヘリが飛んできてくれました。今年度は、1回もありません。ちなみに、22年度は、2回ございました。

川崎医大から、ここまで約60キロあります。約15分ぐらいで飛行してくれておりますので、非常に早く対応ができるということで、喜んでおります。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これは、川崎医大から20回、まあ、要請して来ていただいたということなんですけれども、その要請する時にですね、川崎医大との、やっぱり、その地域と、そのバッティングするというんですかね、岡山県との、そういうバッティングするよなことは、やっぱりなかったですか。そこら、どんなですか。

〔消防長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） 今、20回要請した内、16回と言いましたけれども、4回が、いわゆる出動中ということとか、あるいはその、夕方、基本的には、5時、暗くなるまでということだったんで、5時を過ぎておって暗くなったから駄目だったとか、そういったことで、実際には、来てもらえなかったことが、4回あったわけです。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、このドクターヘリを導入したとこの、このまあ、統計なんですけれども、死亡例が、まあ、30パーから19パーに、その、減ったと。

それから、障害が残る例が、15パーから9パーに減ったと。

また、反対に、障害が残らずに、社会復帰したというのが、31パーから49パーになったという統計が出ておるわけなんですけれども、この20回要請して16回、まああの、来ていただいたということなんですけれども、その中で、どうですか。命が、失われそうなどという方とか、まあ、その、重症患者等に対して要請されておると思うんですけれども、その救急車と違って、ドクターヘリが来たお陰で、助かったというような、そのパーセンテージというんですかね、まあ、少ない数字なんですけれども、そこらのことは、どうですか。

〔消防長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） 割合までは、ちょっと分かりませんが、実際要請した内容を見ますと、大ケガが多いですね。骨盤骨折とか、指の切断、そういったのが多いですね。病気の場合は、解離性動脈瘤、がんとかいうのはあります。やっぱり大ケガが多いですね。それを、直ぐに運んで行って、そこで、まあ、切断された指が繋がったとかいうことは、聞いておりますけれども、町外と言うんですか、郡外の病院ですから、その後の事後経過までは、調査ができません。ですから、どういう状況なのかは、分かりませんが、やはり重症患者を、救急隊員が、その場で判断して、要請かけていったということですから、まあ、件数としては、少ないんですけれども、多分、助かっているというふうには思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 先ほど、町長から答弁ございましたけれども、まああの、この井戸知事の、私どもの、県会の答弁に対して、来年夏頃までに分析検討を行い、基地病院を決定すると。

そしてまあ、地元関係機関との調整を始めて、25年度に配備のための運航司令室、燃料設備などの整備を目指したいという、知事の答弁がございました。

そこで、お聞きしたいんですけれども、この当町でのですね、消防との連携する、ヘリの発着所ですね、これは、どんなんですか。何箇所ぐらいが、整備されて、今までに整備されておったのか。

それから、今後、本格的にまあ、このドクターヘリが飛来して来るとなるとですね、そこまで、その救急車で行くということ、また、病院から搬送していくということに対しては、いくらヘリが、早く飛んでも、そこまでの時間がかかるということでは意味がございませんので、そこらの整備が、どのように、今後されていくのか。

まあ、一例ですけれども、豊岡市等については、89箇所、そういうヘリの発着所を整備

していると。朝来市についても、22、23箇所整備しているということなんですけれども、そこらのことは、今後、計画として、どのようになっておるんか。また、今の時点で、どいう所が整備されておるのか、そこらを、ちょっとお聞きしたいんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これまでは、先ほど、消防長が説明しました、川崎医大から、緊急的にお願いをして、これは、旧の久崎中学校、笹ヶ丘の所の広場、そこが、一応、基地としてですね、そこまで搬送して、そこから輸送していただいたということで、対応してきておりますけれども、今後ですね、兵庫県として、こういうドクターヘリの救急救命センターとの連携、こういうことが、本格的にですね、きちっと整備を、計画をさせていただく以上は、町としても、できるだけまあ、これを活用していきたいということですので、そういう、その基地ですね、受け入れの基地、そういう所も、今後、条件がいろいろとですね、飛行、これヘリコプターですから、それが、発着ができるところというのは、そんなにたくさんは、ないと思いますけれども、これからまあ、検討していかなきゃいけない課題だというふうに思っております。

まだまあ、どこに、どういう条件が必要なのか、整備が必要なのか、そういうことまで、詳しくは、私らもまだ、聞いておりませんのでね、このへんは、専門的に、また、消防を中心にですね、本部を中心に検討をさせたいというふうに思っております。

〔消防長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） ヘリの発着場、ランデブーポイントと言うんですけども、これは、先ほど、町長が言いましたように、当初は、笹ヶ丘公園、リバーサイドの所で、ランデブーポイントを設けておりました。

その後、テクノの播磨ヘリポートができて、平成19年からは、播磨ヘリポートの方へ搬送して、そこで引き継ぐという格好を取っておったんですが、播磨ヘリポートが、県の行革の中で、閉鎖になりました。

その後、現在は、佐用インターの資材置き場。ここをランデブーポイントとして、そこでまあ、引き継ぎするようにしております。ここは、舗装されておりますので、救急車と、それから隊員が、誘導の隊員が行くだけで、十分に引き継げるということで、場所的には、非常にいい所だというふうに、今、使ってます。

他の所は、砂埃をこう、ヘリが発着しますと、砂埃を巻き上げますので、消防隊が行って、放水してというようなことをせなあかんのんでね、結構、隊員を2隊送らなしょうがないとかいうようなことになりますので、現在の佐用インターの所は、非常に適しているかなというふうに思います。

それから、場所の、数の問題ですけども、今、言いましたように、飛来して来るのは、15分ほどで来るんですけども、その患者と接触して、で、そこで初期判断をして、それから、初期対応をしてという格好になりますので、それから、要請をかけるという格好になりますから、現地へ行って、患者の状態を見て、要請をかけます。それから、ヘリが来るまでの間に、処置して、ランデブーポイントへ運んで行くという格好になりますので、

15分あれば、たいていの所までは行けますので、贅沢言えば、切りが無いんですけども、この佐用町内でしたら、2箇所もあれば、十分かなというふうに、私は、判断しています。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） この、豊岡を中心にして、豊岡の病院を中心に、拠点病院にしてまあ、今、やっておるわけなんですけれども、豊岡で、まあ、さっき言いましたように、豊岡で89箇所、朝来市で22箇所という、そういうランデブーポイントですか、これをまあ、設置することが、まあ1つのポイントだというように、向こうも言っておるわけなんですけれども、町内に2箇所ぐらいというのは、ちょっと厳しいだろうと思うんで、できれば、むこう、学校をですね、拠点に、運動場を拠点にしているらしいんですけども。拠点というんか、ランデブーポイントにしているらしいんですけども、前に質問させていただきましたように、その学校の場合は、今、消防長言われたように、その砂埃が、ボアーツと立つということで、芝生化にしているということなんですけれども、教育の面からいっぺん質問させていただいたことあるんですけども、そういう面も兼ねてですね、学校のやっぱり運動場の一部をですね、芝生化にするというようにして、そして、そこを、ランデブーポイントにしていくというようなことも、今後、考えていかなければいけないんじゃないかと思うわけなんですけれども、そういうことについては、どうですか。

議長（矢内作夫君） 消防長、答えますか。消防長じゃないな。

〔井上君「教育長」と呼ぶ〕

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校のグラウンドの様々な活用という意味。また、人の命というような観点からすればですね、先般、学校の芝生化につきまして、いろいろと答弁させていただきましたけれども、大きな視野の中でですね、今後、考えていく必要があるのかなと思っておりますけれども、今のところは、そこまで、即答ができませんので、お許しいただきたいと思えます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 拠点病院をですね、加古川と姫路ということで、今、知事の方から、お話が出ておるわけなんですけれども、この加古川と姫路というのは、この医療圏が、これ全然違う。二次医療圏、全然違いますよね。そうすると、やっぱりあの、受け入れて、向こうで、拠点病院、拠点基地で受け入れていただいて、その後の処理ですね、どうしてもやっぱり、この医療圏が違おうと、加古川の方で搬送して、その後が、やっぱり問題になってくると思うんで、今、町長言われたように、できれば、この広畑、製鉄広畑、製鉄記

念広畑病院ですか、ここが拠点病院になるようにですね、お願いしたい。要望していただきたいと思うし、それから、やっぱり、医療圏が、二次医療圏がやっぱり違ったら、これ、後のその処置というのはどんなんですかね、やっぱり、スムーズに、そこらの医療圏の、その圏域の力関係というのか、いろんな問題が出て来ると思うんで、そこらは、もしも、その加古川になった場合なんかは、その面は、どんなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、ベット数とか、いろんな医師の配置とかですね、全体の地域の、その医療レベルというものを均一化、調整していくために、医療圏というものが設定されてね、今、お話しのように、西播磨は、西播磨医療圏という中で、いろいろな医療体制というものが、民間病院も含めて、全て、公立病院、一体的に調整をされているわけです。ですからまあ、どんな問題が具体的に出て来るのかというのは、私も、分かりませんが、内部は。やはり、加古川に拠点ができるよね、当然、へりは、そちらの加古川医療センターで行くわけ。そこで、治療を受けるわけですから、その治療というのは、当然そこではあってもね、同じような医療は受けれるとは思いますが、ただ、後、スムーズに、また、その回復期、治療においてですね、また、地域の病院、また、その近くの病院と、医院との連携ですね、そういう点においては、やっぱり医療圏域内の方がですね、スムーズに経過的な医療ができるんじゃないかなというふうには、想像をいたします。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 後は、場所だけの問題なんですけれども、製鉄記念広畑病院が、拠点病院になるようにですね、後また、働きかけていただきたいと、このように思います。

それでは、第2点目の質問に入っていきたいと思います。

自殺、夜逃げ、離婚、犯罪に結びつく要因の1つに多重債務問題があります。

昨年より貸金業法が施行され、新たな多重債務者の発生に対しては、一定の歯止めがかかったものの、既存の多重債務者には、きめ細かな、地域に密着した相談、支援体制が望まれます。

私も先般、若い方から、多重債務で個人破産をしたいという相談を受け、司法書士に相談を受けて参りました。本町においても、多重債務者は、数多くいるはずで、生活に苦しむ町民を一刻も早く救済していただきたい。消費生活センターが設置され、相談窓口を担っているようですが、取り組みについてお伺いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の多重債務問題についてということでございます。

平成18年12月に改正をされました貸金業法は、昨年6月18日から完全施行となり、これまで出資法の上限金利とされていた29.2パーセントを、利息制限法の上限利息であり

まず 15 パーセントから 20 パーセントに引き下げ、合わせて、貸付金額の総量規制と呼ばれる年収の 3 分の 1 以内の貸付限度額設定など、各種の規制措置が盛り込まれるなど大幅な改正が行われたところでございます。

この結果、貸金業者側においても大幅な変化が見られ、昭和 61 年には全国で最高 4 万 7,500 社もの貸金業者数が、本年 9 月では 2,455 社と、約 95 パーセントも減少する現象が現れ、また、この間、大手サラ金業者であった武富士の倒産。合わせて、これまで高額の利息を支払ってきた利用者が、業者に過払い金を請求するなど、多くの問題点が表面化し、社会問題として注目を浴びております。

佐用町内におけるサラ金利用者の過払い金請求の相談事例は、平成 22 年度に 1 件ございましたが、本年度は、事例はまだございません。多重債務の問題につきましては、法的な手続きが必要なことから、法律の専門家である県弁護士会が開催する多重債務相談を紹介し、これを利用していただいているところでございます。

以上、この場での答えとさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、井上君。

7 番（井上洋文君） ちょっと、1 点だけお聞きしたいんですけども、この多重債務というのは、この町としては、その捉え方が、どんなんですかね、個人の問題として、この捉えているのか、それとも、行政がですね、積極的に、町民を守っていくという、その捉え方をされているのか、その点、ちょっとお聞きしたいんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、やはり、基本的には、個人がですね、お金を借りるということですね、まあこの、そういう行為ですから、そこを、その、は、しっかりとね、個人の責任として、対応していただかならないということは、原則、あると思います。

ただまあ、そういう多重債務に陥って、非常にまあ、生活上困窮されたり、非常にまあ、生活が追い詰められているという、そういう状況においてね、個人では、なかなか対処できない。いろんな所で、相談をしたり、手助けが要る、力が要るという、まあ、そういうことがね、そういうことに対しましてはね、やはり、これは、行政として、そういう方々に対して、少しでも、その問題を解決できるように、相談にあたり、支援をするというのが、行政の仕事、立場ではないかというふうに思って、対応をしているところでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） まあこれ、総量規制になってからでもですね、200 万人ぐらいの、全国的に多重債務者がいるということなんですけれども、相談件数は、これは 1 件。平成 22 年に 1 件というような答弁ございましたけれども、やはりあの、町内においてもですね、

相当な数がいらっしゃるのではないかと思うわけなんですけれども、これはあの、私、思うんですけども、国保やですね、町税に限らず、町営住宅の家賃の滞納や保育料の滞納。この徴収者がですね、行政の方が督促状を出して、そしてまあ、遅れた方には、督促状等出して徴収するわけなんですけれども、ただ、そういうようにして、督促状出すだけではないし、その内容をですね、どのような状況になってるかということまで、その一人ひとりと懇談しているかと言えば、これは、どんなですか。これは、されているんですか。そこらは、どうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） この税の関係、あるいは、その、いろんなまあ、使用料等の納入に関しましてですけども、特にまあ、税務課との連携と言いますか、そういった部分でですね、そういう債務者の了解があればですね、私どもの方も相談に乗るというふうなことで、税務課と連携をいたしておりますけれども、現段階におきましてですね、そういった事例というものはございません。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、この消費者センターが、本町にもできました。まあ、その中にも、先般、カレンダー付きの、この消費者センターで、こういうことをやってますよと。相談があれば、まあ、この司法書士や弁護士、法テラス等をですね、紹介しますよというような内容でまあ、各戸には配られていたわけなんですけれども、この、そういう意味からしても、この消費者生活センターが中心になってですね、1つの包括センターみたいなものを、この多重債務については、つくっていただいて、その横の連絡を、きちっとして、先ほど答弁ございました総量規制では、今、問題ないんですけども、このグレーゾーン内の金利を、それまでの貸金業法ができるまでの、そのグレーゾーンの金利等についても、そのまま、継続しているような所もあるのではないかと思うんですけども、そこらを、町税、国保税、または、保育所の滞納者についてですね、そういうきめ細かなことを、やはり聞いていただくというような。個人個人、聞いていただくというような、そういうサービスをやっていくということが、やっぱり町民守ることではないかと思うんですけども、そこらを、もっときめ細かにするというような、そういう考えはないですかね。どうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 先ほども、ちょっとご答弁させていただきましたけれども、やはりまあ、税の滞納等、そういった方々につきましては、私どもも税務課と連携をしながらですね、ご相談に応じて参りたいというふうに思っております。

特にまあ、町長の答弁でもございましたけれども、この多重債務問題につきましてはで

すね、法的なこともございまして、非常にまあ、難しい側面がございます。債務の整理の方法といたしましては、任意整理と言いまして、裁判所を通さずに、法律の専門家、あるいは、貸金業者の間で話をさせていただくというふうな方法なり、あるいは、特定調停と言いまして、裁判所が相談者と貸金業者の間に入って、話を詰めていくといったような整理の仕方。それから、個人版の民事再生法と言いまして、裁判所の関与の元にすね、個人の再生計画を立てていって、計画的に返済をしていくといったような問題。あるいは、自己破産というようなことで、こういったまあ、4つの整理方法があるわけでございますけれども、特にまあ、私どもの方ではすね、法的な手続きについては、極めてまあ、難しいということで、こういった方法での整理になるわけでございますが、先ほど来、議員おっしゃっておりますように、ご相談という観点ではすね、税務課と連携をしながらすね、こちらに相談があればすね、お話を聞いて、専門家につないでいくというふうな方法で対応して参りたいというふうに思ってます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、なかなかね、この相談は、やっぱりしにくいものなんですよ
ね。

で、この間、相談あったメンバーについては。メンバーというんですか、若い方については、まあ、金利がすね、3倍。仮に20万借りたとしたら、60万ぐらいの、やっぱり金利が付いておるわけですよ。で、まあ、破産手続きを、どのようにしたらいいかという、まあ、相談があったんですけども、この破産をするのにすね、私も専門用語を覚えてませんし、専門用語分からんのですけれども、破産する場合はすね、早くその破産をしたらいいんですけれども、その方は、給料差し押さえになった。給料差し押さえになって、それ大変やなということで、破産しなかったら払えないということで、相談見たんですけども、

まあ、そういうようなんで、まあ、その方は、何回も、その督促が来て、放ったがしておったということなんですけれども、そういうやっぱり裁判のことについてとか、今、課長言われたような、いろんな、その専門用語等についてすね、なかなか、理解できないというんですか、普通のまあ、郵便のように思っていたんじゃないかと思うんですけども、できれば、そういう滞納等があった方についてすね、まあ、もう少しやっぱり立ち入ってすね、お話しをされてもいいんじゃないかと思うんですけども。

まあ、いろんな所、九州のある所でしたが、そういう多重債務について、まあ、係わって、そして、かかわるということは、それがうまくスムーズにいければすね、これは町の国保税についても、町民税についても、やはり、いただけるようになるわけですから、町としてもやはり、大きな、やっぱり、この収入が増えてくるわけですから、もう少しやはり、町民の方と、そういう方と、やはりかかわっていくということ、今以上にすね、どんな方法でやったらいいかという、まあ、そういう横の連携を密にするような包括セン

ター、プロジェクトを組んでやっている所もあるけれど、まあ、そこらいつペン、また、考えていただいたらいいんじゃないかと思うんですけど、その点、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） なかなか、今、井上議員もお話しのよう、そういう問題を人に話すのも話し辛いというのがありますし、まあ、町としても、職員としてもですね、家庭の問題、個人の問題の中で、その、そういうプライバシーに立ち入ってですね、借金の問題、貸し金。まあ、そういう経済状況をですね、細かくまあ、聞くこと自体はね、なかなかやっぱし、ある意味では、誰にでも、それができるわけでもない。まあ、場合によっては、プライバシー、個人情報の問題として、そういうことをすることが、また、かえって、大きなまた、トラブルにもなりますし、ですからまあ、ある意味では、消極的かもしれないけれども、町としても消費者センターを設置してですね、そういう相談員を置いてですね、そういう問題を抱えておられる方について、町も助言ができる、専門的な、法的な専門家ではありませんから、全てのことに対応ができるわけじゃないんですけども、まあ、そういう所へ、解決の方向に向けてね、相談があれば、紹介したり、相談できるという、そういう体制を作って、そういう方々、町民の皆さんに、こういう、消費者センターでは、こういう相談も受けてます。しますよと。相談してくださいというような方向に、持って行くしか、今のところはないかなというふうに思います。

で、まあ、当然、そういう滞納をされている方に対しての、いろいろと滞納督促等、相談も、各、それぞれの担当課の方で行っておりますのでね、まあ、そういう中で、まあ、そういう自分の実態、まあ、こういう問題で困っているんだということが、当然、話、相談とあればね、それは、今、センターの方の相談員の方にね、つないで。また、その、そういう専門家の方につないでいくというね、そういう形で、町としては、対応していきたいというふうに考えるところでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） ほなもう、この件につきましては、よろしくお願ひいたします。

続きまして、空き家管理条例の制定についてお聞きします。

読売新聞に、建築基準法では、自治体は著しく危険な建物の所有者には、撤去を命令できるが、具体的手続きの規定はない。このため、自治体に対応に困ることも多く、国土交通省は、自治体を実効的に対応できる方策が必要として、このようにまあ、国土交通省は言っているわけなんですけれども、この、各自治体でですね、いろんな条例ができていますけれども、その中で、特に、この、私、去年の9月議会で、質問させていただきました、この空き家の適正管理の条例ということなんですけれども、その後、町としましてですね、この条例に対して、どのようにまあ、取り組まれているか。また、この空き家に対してですね、どのような方策を取られているか、その点、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（矢内作夫君） はい、3点目について、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目の、空き家等の適正管理についてというご質問にお答えをさせていただきます。

空き家対策につきましては、町内に存在する空き家の利活用を促進しながら、できるだけ良質な環境の保護及び住宅供給並びに町内への定住促進を目的に、住宅を対象とした空き家情報等活用システム事業を実施をいたしているところでございます。

平成 21 年度に利用可能な空き家の実態調査を行いましたところ、現在、その調査では 557 件の空き住宅がありました。状況につきましては、補修の必要なと思われる物件が 102 件、補修が多少必要と思われる物件が 216 件、残りの 239 件につきましては、大幅な改修が必要と見込まれております。

なお、本件調査は、定住促進を目的とした空き住宅の調査でございまして、もう居住が困難と思われる荒廃した住宅や住宅以外の建物につきましては、調査の対象といたしておりませんので、そのような住宅の実態というのは、なかなか把握はできておりません。

現在は、居住可能な物件でありましても、経過年数とともに傷みも進むことで、放置していると居住できなく荒廃していき、やがて倒壊の危険性が高まるということになることを心配はしております。

今後、平成 21 年に、その実施をいたしました調査結果に基づき、現在の管理者を把握するための調査を実施し、管理について意向調査も行い、できるだけ良好な環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

また、管理不十分な空き家は、不審者の出入りや放火など防犯上の問題や、災害時の危険性等もございまして、建築基準法によりますと、自治体は著しく危険な建物の撤去を所有者に命令することができるが、具体的な手続きの規定等はございません。空き家の適切な管理を所有者に義務付け、撤去規定も盛り込んだ空き家条例を制定をされているのは、全国で、今のところ 9 自治体であるというふうに調査しております。近隣におきましては、和歌山県が景観を悪化させる空き家を所有者に撤去などを命令できる条例が制定をされております。

佐用町では、管理不十分な空き家等の相談があれば現地確認等を行い、所有者の特定などを行っておりますが、行政が指導、勧告、命令などを行っても、最終的には、私的財産の、この所有権ということが、最優先にあり、所有者の意思、判断に任せるしかないというのも実態でございまして。

今後、少子高齢化や過疎化などにより空き家が増えると。まだまだ増えると予想されておりますので、行政と地域が協力しながら所有者等の特定を行い、空き家がひどく痛み撤去しなくて済むよう、空き家の持ち主に事前に空き家登録を進めるなどの施策を行政と地域と一体となって、実効的に対応できるような対策が必要かというふうに思っているところでございます。

以上で、この場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3 問目、井上君、再質問。

7 番（井上洋文君） 町長、今、答弁ありましたように、9 自治体がまあ、制定を予定したりですね、検討していたりということで、数的にはまあ、少ないんですけども、この

読売自体にもですね、条例制定の動きが、更に広がりそうだとということと、それから、この、どこですか。これは、この全国 150 自治体からですね、そういう所を、まあ、視察に来ている、埼玉県所沢市ですか、ここがまあ、制定しているわけですがけれども、まあ、150 の自治体から視察や問い合わせが相次いでいるということなんですけれども、それほどやはり、この空き家に対しての、この処理ですね、これはやはり、この本町においても、先ほど、答弁ありましたような感覚ではですね、これ、大変な状況になってくるんじゃないかと思えます。

これあの、最終的にですね、町が責任持って撤去をするということであれば、いいんですけど、今のうちにね、そういう、ちょっと厳しいかも分らんんですけども、やはり条例作って、きちっとした管理をしていただくというようにしていかなかったら、まあ、人口は、ドンドン減っていくし、現実的に、やはり、そういう空き家が増えているんじゃないかと思うわけです。

それで、建築基準法の中に、保安上危険な建築物等に対する措置としては、著しく保安上危険であり、また、著しく衛生上有害であると認められた建築物に対しては、除去等を含めた改善指導を行うことができるというように、建築基準法に書かれておるんですけども、10 条に。ここらは、どんなんですか。それを適用してですね、ということはいないんですかね。どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） このような実態、状況がですね、大変まあ、ドンドン進んでいくということ。これは、本当に、今、井上議員お話しのように、非常にまあ、今後、大きな問題なり、町としてもですね、対応が、なかなかできない難しい問題だというふうに思っております。

そのために、事前にですね、その所有者に、きちっと管理をしていただくという、まあ、そういう取り組みが必要だという、その趣旨、それは、十分、私も理解をしております。

で、法的には、現在では、建築基準法に 1 条、その項目があるということでございますけれども、まあ、著しく、その危険であり、また、実際に、その環境衛生的にも、そういう問題があるということ。これの場合に、その、そういう命令がすることができるということですけども、実際、個人の所有権、また、自分の土地の中でですね、どこまで、そのことを強制的にできるか。なかなか強制力を持ってですね、できないというのが現実。実際まあ、その法律に基づいてということではなくてもですね、これまでもですね、そういう危険な状態。周辺の皆さんが、不安な状態の住宅について、所有者と申しますか、その、その時の相続上の所有者等にですね、今までも連絡をして、まあ、対処をお願いしてもですね、まあ、放っておいて欲しいと。まあ、返事もないとか、そういう返答ですね。なかなか対処してもらえないのが、現状です。

で、昨年でしたか、非常に、道路上に崩れてきて、危険な状態になったということで、そういう段階になって、行政の方でですね、一部、その部分について撤去、対策を行い、また、地域の皆さんと一緒にお願いをしてですね、その近隣の皆さん方の協力の中で、その土地をですね、その地域の皆さんの方で取得をしていただくとかというような形で、まあ、解決をしてきたということになっております。

まあ、やはり、集落の中においてもですね、いろいろと、これまでの長い、その人間、

その地域の皆さんの絆というものがあって、そういう皆さんの知り合いなり、絆の中でね、そういう所有者の、現在の所有者の方にも、理解をして、対応していただくように、そういうことを、まず、やっていかないと、最初から法的に処理すると言っても、強制力を持たないものでは、なかなか実効が上がってこないというふうに考えております。

で、まあ、今、私は、先ほども答弁しましたように、調査をした住宅、これはまあ、まだ、そこまで危険な状態にまでなっているという状況ではないんですけども、これが、5年、10年放置されてくると、ドンドン危険な状態になっていくことは、もう予想されるわけです。

だから、こういう住宅に対して、まず、管理者、また、相続者の方にですね、町としての通知、要請をしていくことから始めなきゃいかんだろうなど。

だから、ここの所を、やっぱりまず、しっかりと、この調査結果を、資料に基づいてですね、そういう取り組みをするように、考えるように、まあ、そういうことを、担当課の方には、指示をいたしております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） この家屋を解体したくてもですね、やはりお金が、やっぱり200万なり300万いるということで、なかなか解体できないということに対して、これあの、ちょっとお聞きしたいんですけども、まあ、解体した場合で、更地にした後ですね、これ、固定資産税は、どんなんですか。建屋が立っている時よりも、固定資産税がやっぱり高くなるというようなことはないんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

住宅が建って、居住用の住宅が建っております場合には、軽減措置が働いております。それを、撤去されますと、固定資産税は、約3倍ぐらいな価格になるろうかと思っております。上がります。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 3倍になるんですか。

まあ、国土交通省は、この新たに創設されたですね、社会資本整備総合交付金事業というのがあって、この解体撤去などの費用について、まあ、国から支援があるというような、そういう制度もあったり、また、最近、この平成20年度に活用されておる空き家再生等推進事業というのがあるんですけども、これは、撤去に対しても、3分の1を国が持つというような事業もありますし、それから活用事業タイプということで、まあ、いろんなコミュニティや地域の、そういう活性化のために使っていくということに対しては、やはり、この空き家再生等推進事業というのがあって、それも、3分の1の国からの補助があ

るといように、まあ、あるんですけども、全国的には、592戸の、そういう除却した、そういう実績も出ておるんですけども、そこらは、活用して、やはり、できれば、そういうお金がたくさん要ってという人が、まあ、ほとんどではないかと思うんですけども、そういう方に対しての後押しをするというような、そういうようなことも研究されたらどうかと思うんですけど、そこらのこと、どうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 議員、おっしゃいました空き家再生等推進事業の関係でございますけれども、これにつきましては、特に、私どものような過疎地域におきましてですね、持続可能な地域づくりを推進をするというふうなことから、空き家あるいは空き建築物を活用してですね、地域の活性化の取り組みを支援をしていくというふうな目的で制定をされておるところでございますけれども、まあ、事業といたしましては、空き家の活用事業タイプと、それから除却事業タイプというのがございます。

今、除却の話でございますので、除却事業タイプについて、少しまあご説明を申し上げたいと思うんですが、補助対象といたしましては、不良住宅、それから空き家住宅の除去に要する費用。それから不良住宅、空き家住宅の所有者の特定に要する経費。こういったものが補助対象というふうになってございます。

で、実施の事業といたしましてはですね、事業実施段階におきまして、現に使用されていない住宅、あるいは今後もですね、居住の用に供されないと。そういった住宅であるということになります。

そして、ここが一番ポイントになってくるわけでございますが、除却後の跡地をですね、地域の活性化のための計画に利用しなければならない。そういう目的でもって補助がなされるということでございますが、防災上あるいは防犯性の向上を図る観点から、その跡地をコミュニティスペースとしてですね、例えば、ポケットパークであるとか、憩いの場というふうな形で整備をしていく。あるいは、道路はですね、住宅密集地におきまして、道路が非常に狭いということで、車の行き来と言いますか、すれ違いができないというふうな所にあってはですね、建物を除却することによりまして、すれ違い可能なスペースを確保していくといったような事業を実施する場合にですね、該当するというところでございまして、ただ単に、建物だけを取り壊しするものに対して補助をするというふうな制度でございまして、跡地活用ということが1つのポイントとなってまいる事業でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 時間が来ましたので。はい、1分。

7番（井上洋文君） まああの、終わりますけど、まあ、この空き家が段々増えてきますんでね、何らかのやはりあの、対策をやっぱり本町としても、やっぱり取っていかねば、まあ、後に残された者の、やっぱり環境等もございまして、この点まあひとつ、商工観光課の方、また、町長をはじめ、各課でですね、いろいろと検討していただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、井上洋文君の発言は終わりました。
続いて、11番、大下吉三郎君の発言を許可いたします。大下君。

〔11番 大下吉三郎君 登壇〕

11番（大下吉三郎君） 11番議席の大下吉三郎でございます。

私は、災害時における住民の避難場所のマップづくりはできたかということにつきまして、再度伺っていきたいと、このように思っております。

前は、丁度1年前ですが、このようなことも言いました。もう災害のことについては、私は、もうこれでおしまいにしますということで終わったわけですが、この1年、いろいろと振り返ってくるうちに、また、私の気持ちが、どうも行政に伝わっていないのかなというような気持ちの中から、再度、このことについて、触れさせていただきたいと、このように思っております。

佐用町の大水害等がありましてからは、広島とか島根とか、まあ、いろいろな所で大きな災害が起こってきました。特に、この3月11日の東北大震災につきましてはですね、本当にこう、目に余る、この世のものではないというようなことが発生し、今日に至っておるわけですが、過日そういった所の被害研修がありまして、行かせていただきました。仙台の方から、ずっと福島、茨城といった所の方まで、一部の所ですが、研修させてもらううちにですね、本当にすさまじい、その災害の跡地を、この目で見ることができました。

また、そういった中からも、私も、この和歌山での、そういった突如降ってきた集中豪雨等による土砂崩れ等と、本当にあの、この近年、そういったものが増える中で、本当に、佐用町の経験を、今後、更にですね、一人ひとりの住民に対して植えつけていかなければならないという気持ちがわいてきました。

そこで、私は、この合併後、3回、このような防災に対しまして、町長に質問してまいりました。その後の状況を、どう進めていくかを問い質してきたわけですが、私の地域は、度重なる水害、3回、4回と、そういった水害に見まわれ、大被害と共に、心の傷みを背負っているわけですが、災害が起きる度に、堪えられない気持ちと、住民としての何か、対策が必要ではないかと、かきたてる思いであります。

3.11東日本大災害を見た時に、自然の力の偉大さは、この世の出来事とは考えられない自然のエネルギーの力を見せつけられたわけですが、

過日、静岡県伊東市に、地震防災対策の研修に参ってきました。共通点として言えることは、住民と行政との一体化であり、住民に対する、防災思想、知識の普及、学習知識の提供であるということが言われておりました。

この11月18日にも、議員研修で、群馬大学片田敏孝教授の、想定を超える災害にどう備えるか。また、大津波から生き抜いた釜石市の子ども達。その津波防災教育に学ぶという講演を、本当に、涙流しながらの思いで、聞き入りました。多く学びましたことであります。

その中では、釜石の子ども達は、日頃から幼稚園、小学校、中学校と、日頃から、そういった防災訓練をなされておったと。で、死者もほとんど出なかったと。学校を休んでおった3名の小学生が命を亡くしたと。家庭にいて亡くしたと。それ以外の子ども達は、全て避難し、命は無事であったというような講演等々がありました。

いずれにしても、私は、心に強く、そのことが刻まれたわけですが、自分自身、率先して、避難者たれと言われる、先生の講演の中でも、本当に、そのとおりだなと、このように思ったわけです。

そこで、町内の防災マップは、どこまでできあがっているのか。昨年 12 月に聞きました 142 集落中、防災マップが出来ている集落数は。未完成集落はと。

そこで町長にお聞きしたいと思っております。

このことが、既にマップを作るように、行政からも指導があったわけですが、2 年近くが近づいておるわけですが、未だ、できていない集落。もう既に出来上がって、そのことを基本としながら、訓練をされている集落。まあ、いろいろあるわけですが、140 集落の中で、以下、聞きます、防災マップのできていない集落数と、未完成集落数は、いくらなのか。

また、21 年度災害以降、防災計画の見直しは、実施しておるのかと。

3 番目には、地域づくり協議会、または各集落において、防災訓練を実施した件数は、集落は、何件あるのか。

4 番目には、要援護者の確認と弱者の調査は、どこまで、どのようにしてできておるのか。

この 4 点等についてお聞きしたいと思います。

以下、また、防災関連についてのこと伺っていきたく思っております。一応、この場での質問は、終わります。よろしくお願ひします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願ひします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、大下議員からの災害対策、防災対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、防災マップの出来具合の状況ということでございますが、一昨年の大水害の経験と、その後も、全国で、次々と発生をする災害の状況を踏まえて、町の防災力の強化と共に、自主防災の重要性や必要性ということにつきまして、町民の皆様の理解を求めて参りました。そういう中で、防災マップの必要性、また、それを踏まえた実務講習会を開催をして、防災マップの作成も行っているところでございますが、防災マップの作成は、そういう防災対策の一部であり、また、自主防災活動としてですね、今後も逐次、その地域の状況に合わせて、見直していかなければならないというふうに思っております。

それ故に、当然、防災マップを一旦作成すれば、それで終わりということではなくて、完成型はないものと考えております。

また、防災マップ作成の主目的は、町民の皆様に危機管理意識を持っていただくことと、地域のコミュニティの再構築と、また、その強化でありますので、地域の特色を生かし、地域のペースに合わせて進めていただければ良いのではないかとこのふうにも判断をいたしております。

今後は、防災マップ作成を足がかりとして、自主防災組織の再構築を各自治会と行政が一緒になって、更に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、防災計画の見直しについてのご質問でございますが、議員各位におかれましては、本年 3 月 28 日の議員全員協議会で地域防災計画、これは風水害編の素案をお配りするとともに説明をさせていただきます、5 月 24 日に防災会議を開催し、防災計画、風水害編の改訂の承認をいただいております。

次に、防災訓練の実施状況でございますが、年度途中であり、実績報告が、まだ、提出をされておられませんので、全ての把握はできておりませんが、13 地域づくり協議会

の年間計画にも、防災訓練や防災研修会などが、どの地域づくり協議会でも1回は盛り込まれております。また、地域防災力強化訓練事業として、地域住民や小中学生、PTAなどの参加を得た防災訓練が、10協議会9小中学校で実施をされており、24年の本年度3月末までには全ての小学校区で実施していただける運びとなっております。

各自治会におきましても、まちづくり活動助成事業として、11月末現在では、26自治会が防災関連事業を実施されております。

次に、要援護者の確認など弱者の調査状況とその人数についてのご質問でございますが、要援護の対象となる方の基礎情報は、町では、当然、ある程度把握をいたしておりますが、要援護者として公開することは個人情報保護のためにできなく、個人の状況によって支援の要否が異なりますので、個人が意思表示をしていただく、手上げ方式で、6月から各自治会で登録申請を進めていただいている状況でございます。11月末現在では、その登録申請者数は76自治会で495人となっております。要援護者としての登録希望者がいない集落もございますが、現在、引き続いて取り組んでいただいておりますので、今後も、当然また、増加するものと考えております。

しかしながら、防災マップや各種名簿や台帳も、一度登録すれば、当然、それで終わりではなくて、定期的に見直す必要がありまして、やはり、全て行政でできるわけではございませんので、個人、地域、または行政、それぞれの役割を明確にしながら、皆さんの協力の中、自然災害からの減災や命を守ることができるよう、力を今後とも注いで、地域の皆さんと共に力を注いでいきたいと考えておりますので、皆さん方のご協力をよろしくお願ひしいところでございます。

この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、大下君。

11番（大下吉三郎君） それでは、再度、再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、1番からお聞きしていきたいと思ひます。

昨年の、マップを作られている各集落については、お聞きをしたわけです。その中で、昨年は、三日月の方と、三日月の東部、それから中安地域の15集落が、そういった防災マップ等を作っておりますということであります。

その後、今、先ほど、何か聞いたわけですがけれども、はっきりと、そういったものが、もうひとつつかめていないのかなというように、今、判断したわけですがけれども、まあ、いずれにしても、町長言われたように、これで終わり。作れば終わりというものではなくして、各それぞれ住民が、自分の地域で、どのような危険箇所が、どこに、どういった形で潜んでおるのかと。それを全住民が、いったん、それぞれ点検をし、歩く中ですね、まあ、このような危険があるぞと。ただ、水害ではなくして、まあ、地震もあることであろうし、山崩れもあることだろうし、まあ、いずれにしても、そういった大災害、災害という1つのものの中には、自分自身が、命を大切にすることが基本でありますから、そのような自治会、区長を中心にですね、そういった地域を洗い出し、そして、それを実際、訓練してみると。全住民が、一度、その経路なり確認しながら、避難地の方に、移動していくと。その移動時間にかかっても、私の足では5分かかります。年寄りであれば、20分かかりますとか、そういったものをきめ細かく、その都度点検し、そういった地域の防災マップというものを、補修正していく。これが、日常それぞれの、半年に1回とか、年に1回とかというような補正をかけながら実施していくのが、防災マップでありまして、

ある所によりますとですね、何か作ってもらいよんだというような話も聞く集落もあります。

作ってもらおうということは、誰に作るんだらうということではありますが、まあ、行政としては、担当課が、そこの方に出向いてですね、そういった指導をしておるはずで。

大学の教授が説明したから、即、それが防災マップの、地域のものになっていくんだというようなことでは、全く僕は、違っておるなと思っておるわけです。

まあ、いずれにしても、今、昨年は、そういった、中安なり、三日月等々については、大方できておったけれども、こういった広い町内の中では、まだまだ、できていないのか。まあ、地域によっては、小集落もあるだろうし、協議会単位で作るところもあるだろうし、内容は別として、いずれにしても、13 協議会の中にも、それぞれの集落があるわけですから、大なり小なり、それぞれ、自分たちの集落についての異動等の経過、経緯というものについては、作らなければならないというように、私は、思っておるんですが、もう一度、その、はっきりした、そういった集落、まだ、2 年が来ようかとしておるんですけども、一向にそういったものが、指導されていないのかなど。行政としては、どのような指導してきたのか。再度、お聞きしたいと思います。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 防災マップの状況ですけれども、町で、どこがどうできているとかいうことは、全てを把握しておるわけではございません。町長が、お答えしましたように、少し不明確なところがございます。

そういうことで、調査ができておりませんので、今後、自治会長へ案内をかけたりにして調査をしていきたい。で、町長の答弁の中にもありましたように、あくまで、地域の特色を活かし、地域のペースでやってくださいという、そういうお願いをしておりますので、そういう状況を、この3月、この年度の終わりぐらいまでには、把握して、来年度の方向性に使っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔大下君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） あの、お願いという、今、言葉もあるわけですけれども、何もこれ、お願いをして地域の方に作ってもらうのではなくしてですね、地域の方々自体が、独自に、そういった物を点検していくと。そういう指導を、行政としてはしたわけでしょう。どのような指導になりました。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） あくまで、被災の状況や災害の状況は、地域によって、異なりました。当然こう、久崎地区のように、2メートル以上の水が押し寄せた所もありますし、

被害を一切受けていない所もあります。ですから、非常にこう、温度差もあるわけなので、先ほども申し上げましたように、当然、必然的に住民が作らないといけないと。説明すると理解を示されるところもありますし、やはりこう、少し時間の要する所もございます。ですから、地域のペースに合わせたことを、行政として、お願いしております。行政指導で、必ずこうやってくださいというようなことは、申し上げておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） まあ、甚だ、どない言うんですか、行政としては、そういった指導をしておるんだけど、地域の方が動いてくれないということになっておるのか、地域に、動いてくれないということは語弊があるかも分からないんですけども、実際、私達被害者、被害に遭った者としてはですね、とにかく、このような話については、一刻も早くですね、その場で、鉄は熱いうちに打てということではないですけどね、被災に遭った時の、その感情、または、その意気込みでもってですね、早く、こういった危険箇所というものを掘り出して、自分のものにしていくというのが、このような形で表れて、また、それを守っていかなければならないということになるかと、私は、思っておるんです。それが、今、温度差があると。確かに、そのようなことがあると思います。全く被害に遭ってない。今回の水害についてはですね、被害に遭っていないという集落もあります。

また、本当に、佐用川沿線、千種川沿線という、川に面しているような所は、本当に被害があったということについては、実感してですね、その恐ろしさというものがあるわけです。

そういったところから、まだ出てきていないということであればね、なぜ、そういうことができないんだろうかなと、私、疑問を感じておるわけです。

あんなに被災に遭った者として、そういった、ほんまに気持ちがですね、許せない気持ちであります。行政から、二度と、このような災害に遭わないように、また、そういった人命を守るという観点から、行政は指導をしておるにも係わらず、住民が動かないということになるのか、行政の指導が悪いのか、そのあたりについては、今ここでとやかく、私は言いませんけれども、いずれにしても、2 年近く来る中で、このような、簡単な、そういったマップづくりというものが、本当にできないということは、不思議で仕方がないわけです。

一刻もですね、このようなことのないように、被害が出ようが、出まいが、やっぱり、自分は自分の命を守るんだということをですね、やっぱり大切にするためには、地域挙げて、それに取り組んでいくというのが、行政の指導であり、われわれの、守るべき、住民としての守るべき姿ではないかと、このように思っておるわけです。

本当にあの、このまあ、議員研修の中でもですね、そういった災害に対する、先生の、大学の講師の先生の話、聞きますとですね、本当にあの、自分はどこまで最善を尽くしたかということです。まあ、だいたい、想定外とか、何とかか何とか言って、まあ、今言っておりますけれども、想定外の上に、もっともっとすべきことが自分自身にあるのではないかなと。水が、下で流れておれば、高台に上がる。高台で、もう大丈夫だろうと思っていたけれども、まだ、その高台まで水が来たということになり、また、それ以上に、もっと逃げなければならぬと。そういった自己判断というのか、それぞれの防災の中での判断をですね、最善を尽くした上で、被害に遭う。そういった災害に遭ったということなの

か、それぞれまあ、その内容によって違いますけれど、いずれにしても最善の努力をして、最善、自分が尽くすということが、この防災の中には、非常に大事ではなからうかと思えますし、先ほど、町長の方からも言いましたように、お互いが、助け、助けられて、最善のものを、それぞれ修正をかけながら作っていくということが、こういった防災マップの作りである。私が作るならば、3時間ほどあれば、私は作れると思っております。

まあ、そのようなことで、これからですね、もっともっと行政も、お願いしておるんじゃないと。いついつまでに作ってくださいといったものを、これから、テキパキと、未だ、未完成の所についてはですね、そういうふうなご指導をしていただき、それでもって、なお且つ、次の、じゃあ、それを実際使ってみようと。どのようなルートなのかやってみようということが、でき得るようですね、ひとつお願いしたいなど。

まあ、お願いというよりも、当然、作るべきであると。すべきであるというように、私は思っておりますので、よろしくお願いしたいなと思っております。

それでは、2番目の、21年度の災害以降ですね、防災計画の見直しは、実施したのかということでもあります。

まあ、2年前の大水害についての、ものについて、先ほど、町長の方からも伺いました。確かに、ここに言っております佐用町地域防災計画の風水害編という格好で、私もいただき、この中身も熟読しましたがけれども、まあ、ただ、これだけでは、なかなか、書面上だけでは納得できませんけれども、自分の理解が悪いんですけれども、それぞれ、このような形の中で、修正をかけておることが事実でありますから、今後ですね、このようなことについては、的確に修正をかけ、その被災状況と合わせて、修正が、今後、かけられるように、努力を、また、していただきたいし、また、教えていただきたいと、このように思っております。

だから、地域防災の風水害編については、私も分かっております。そのような形で、いったわけですがけれども、修正がかかっているということですから、それは、それで良しと受け止めていきたいと思っております。

それから、その3点目の、地域づくり協議会、または、各集落における防災訓練。したかしないかということで、先ほども、今、できておる所もあるし、できていないということでもありますけれども、行政として、このような指導をした中で、マップもできていない。しかしながら、訓練は、一応、今までどおりやったでということになるのか、まだ、それに沿ってもやっていないということになるのか、その辺の把握をですね、もう一度聞かせてください。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。町長、答えますか。町長。

町長（庵逄典章君） 最初の防災マップの作成の件も含めてなんですけれども、これはやはり地域の皆さんが、やはり、一昨年の水害を経験されて、特にまあ、大きな被害があった所については、その関心も高く、当然、関心も高くですね、自分たちで、そういう、その対策。自主防災的な活動をやっているということで、取り組んでいただいておりますし、町としても、そういう地域の自主的な、やっぱし、特に防災マップをつくり、また、それに基づいた、災害に備えた訓練ということが、必要であろうということで、まあ、いろいろと専門家の皆さんにも入っていただいて、また、その講習会等も行っていますね、そういう防災マップづくりについては、お願いをしているところです。これは、あくまでも自主的な活動としてお願いをしておりますけれども、やはり、どういう、その、活動をし

ていただき、また、マップが作成をいただきですね、また、それに基づいた訓練もしていただいているか、まあ、こういう確認はですね、当然、していかなければならないことだと思っております。

そのために、担当課の方にもですね、まあ、約、1年半余りがなかったので、この年度末までにはですね、そういう活動を、実際の実績について、状況についてですね、また、聞き取り調査なり、皆さんに調査をさせていただいてですね、まあ、当然、内容的にも、どういうレベルなのか。どういう、逆に、ものが抜けているとか、もう少し、こういう所は強化しなきゃいけないとか、いろんな問題が、当然あると思います。

そういう点についてもですね、他の、お互いに情報も交換しあって、この地域が、こういう物を作っておられますということもね、他の地域にも、また、お互いに見ていただくということ、こういうことも大事に、必要ではないかなというふうにも思っておりますのでね、やはり、あくまでも、その、これは完成形といいましたけれども、これでいいということは、全てありません。

更に、そういう災害、いろんな問題に備えて、常にまあ、問題意識を持っていただく。そして、まあ、そういう問題意識をお互いに持つことによって、地域の絆をしっかりとまた、強化していただくということが、大事だというふうに考えておりますので、そういう点を、やはり今後とも、取り組んでいただけるように、町としてね、地域の皆さんには、お願いをしていかなければならないというふうに思っております。

それだからまあ、防災訓練につきましても、先ほどまあ、お話しさせていただきましたけれども、地域づくり協議会としても、そういう課題についてね、先ほど答弁させていただいたように、地域づくり協議会の活動の、1つの活動としてですね、年間の活動計画の中にですね、取り入れていただいて、実施をしていただいておりますので、まあ、更にまた、その防災、内容的にもですね、自主的に作っていただいた防災マップ等に基づいた内容に、より効果的な内容にさせていただくように、まあ、お願いをしていきたいというふうに思います。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11番（大下吉三郎君） ありがとうございます。

まあ、そのような形で、各地域協議会の中では、年間計画等々の中で、そういった訓練もやろうという格好で、計画されておりますし、私も実際、久崎地域の防災訓練ということで、先だって、参加させていただきました。

その中では、消防署からの、そういった救急法等々について、よく学ばせていただきました。

いずれにしても、そのようなことが、今後ですね、また、自分たちの、本当に作られた地域の中での、地域住民の避難ということにも、やはり、今後も重点を置いて、やっぱりしなければなりません。

先だつての久崎地域の、そういったものについては、基本的なタンカとか、ケガした場合の云々とか、そういった、AEDとかの使い方と。そういった基本的なものは学ばしていただいておりますので、今後、本当に地域で、どのような形で、それぞれの災害に対応していくかということをするためには、もう少し、そういった行政の指導が必要であるのかなと。私は、このように思っておりますのでですね、再度、そのへんについて、よく、考えていただいて、ご指導を願いたいと、このように思っております。

次に、4番目の、要援護者の確認などの弱者の調査はできておるのかということであり
ます。

先ほど、町長の方からも答弁をいただき、これらの要援護者につきましては、私の地域
の方にも何名かはいらっしゃるだろうと、私の上では、思っております。

まあ、いざといった時に、このような要援護者に対する救援が、どの程度できるのかな
と。それで、先だっても、ある地域の方に、どないして、やっとなってんやなというふうな
ことでお聞きしました。まあ、それについては、やっぱり個人情報の関係があるんで、大
下さん、ちょっと言いにくいんじゃないかと。それは、分かっていると。しかし、何か、そこで
あった時に、隣に、もし、そういうふうな方が、申し出があって、私が、隣におっても知
らなかったということになった場合に、これは大変やなど。いや、それは、役員さんの中
には周知しておりますので役員さんで対応します。そうかと。それは結構なことやという
ような話もしたわけですけども、まあ、いずれにしても、その個人情報ということにな
ってきますと、何も言えない。何も知ってはならないというふうなことも言われかねない
というようなこともあります。まあ、このよう一朝有事の時にですね、そういった要援
護をしなければならないと。また、してもらわなければならないと。それは、役員さんだ
けには、それは、言っておるかも分かりません。登録はしてあるかも分かりませんけれ
ども、やはり、近所、隣り、そういう援護者がいるならば、最低、隣りの方。近隣の方には、
ちょっと、こういった場合には、おばあちゃん頼むでと。おじいちゃん頼むでということ
は、言ってもいいんじゃないかなと。私は、このように思うわけですけども、まあ、個
人情報という大きな1つの題を出されるとですね、聞くまい、言うまい、知るまいとい
うふうなことでは、これは困るわけなんでね、そのあたり、行政、どのように思ってお
りますか。

議長（矢内作夫君） 課長。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） この要援護者支援プランにつきましてはね、ご案内のとおり、
2年前の大水害を受けてですね、（聴取不能）の中の一環としてですね、先ほど、町長申し
上げましたように、地域防災計画の第6章の第3項だったと思うんですけども、そこへ
規定を、まず、させていただいております。

そういう中で、その担当部局はですね、生活対策部ということで、そのメインとなるの
が健康福祉課でございます。私どもが担当しておりますんですけども、先ほど来より、議
員おっしゃるようになりますね、一朝有事の時に、まず基本はですね、自助ですね。自分で、
まあ逃げ。自分の命は、自分で守るとというのが、まずあると思うんですけども、先ほど
来よりおっしゃっている要援護者については、自分でですね、逃げにくい状況がございま
すね。そういう中で、次はですね、共助ですね。地域は、地域みんなで守りましょうと。
これが原点でですね、この援護プランができておるものと、私は、理解をしております。

そこでですね、要援護者とは、どういったものを言うのかということでございますけれ
ども、このプランの中でもですね、この、確か、4月、5月頃から、それぞれ、要援護者
となるであろう方々、というのは、いわゆるその、介護認定でいいますと、要介護度3以
上ですね。それから、身体障害者手帳をお持ちの1、2級。あるいは、精神ですね。それ
から知的、諸々がございます。そして、それらはですね、基本的には、おっしゃるように、

プライバシーの問題がございまして、こちらの方から、そのリストを差し上げることができません。これが1点。いわゆる盲点ですね。この制度の。私どもも、そう思います。

それと、特定疾患の方ですね、これについては、兵庫県しか持っていません。私どもも教えてくれと言っても教えてくれません。

そこで、どうすればいいのかという手法の中で、悩んで悩んで、国のガイドプランとか、県の指針を学ぶうちにですね、私どもは、先ほど、町長言いましたように、手を挙げていただく方式を取ったんですね。

それは、まず、その皆さん方、各集落でお話しされる前に、私どもの方から、あるいは、県の方から、こういった制度ができましたよと。しかるべき時に、役員さんなり隣近所、隣保の方とか、そういった方々が、こういったご案内で回られますよと。その時に、積極的に、自分でですね、逃げられないという恐れがある方は、手を挙げてくださいと。そうすると、自助プラス共助が入って、助けていただくことがあり得るよというふうなことを事前にですね、ご案内申し上げて、それをですね、確実に、集落として履行されておられる所は、先ほど、町長が言いましたように、142集落の内ですね、今、76集落ですか、12月1日現在ですけれども、挙がってきておるということでございます。

ただしですね、いろんなケースがございまして、障害をお持ちの方でも、お家におられる同居の方がいらっしゃるね、それから、施設へ入られている方もいらっしゃいます。基本的には、施設に入られている方は、除きますので、在宅ということです。プラス、結構漏れるのはですね、そういった障害とか、介護関係は、私どもで分かるんですけれども、独り暮らしの高齢の方、あるいは、高齢者だけで2人暮らしの方。あるいは、どう言うんですかね、お父さん、お母さんと高齢の子どもさん。結構、3人家族にはいらっしゃるんです。それを、人数にしますとですね、65歳以上、今、33パーセントぐらい高齢化なんですけども、約半分の3,000人強いらっしゃる想定されます。そういった方々をですね、全部上がってくるということになりますと、まだまだですね、取り組みは弱いんじゃないかなとは思っております。

これからですね、今年度、いわゆる防災シーズンが、ちょっと過ぎましたので、余計、そういった取り組みが難しいのかなというくらいはあるんですけども、先ほど、マップの関係、おっしゃいましたけども、当然、マップと連動したような取り組みもしていただかなければならないし、あるいは、もっともっとならね、これの障害となるであろうと、私ども思っておるんは、いわゆるその、一朝有事の時に、誰が行くんかというところね。ネックですね、これ、地域支援者。これがですね、お一人当たり、私ども位置づけておるんは、お二人という原則、しているんですけども、なかなか気持ち良く手を挙げておられる方が、結構こう、二の足踏んでんですね。

災害は、いつ来るか分からんから、とりあえず名前出してもええけど、昼間だったら勤めておる。結構やっぱり支援者というのは、若い方になりがちですから、そういった時に、どうなるのかなというふうな心配があります。

1つの例としてですね、ある集落で、例えば、全員で、隣保ごとに取り組んでいただいたんですけども、世帯主全員、15人ほど来られる中で、全員来たったんです。その中には、地域支援者になるであろう方も、当然いらっしゃいますし、助けていただきたい方も、全員寄せたんです。そこで、取り合えず、助けていただきたい方、手を挙げてくださいと。手を挙げられました。今度、取り合えず、基本的には、隣近所の方で、地域支援者を募って、直ぐできました。そこまでは、いいんですけども、後ですね、その地域支援者がいない時は、仮にAさんBさんと仮に出しているけど、Cさん、Dさん、Aさん、皆、助けようという話をする中で、要支援者の方も安心して、手を挙げられたし、地域支援者も、Aさん、Bさんとして、代表では名前出しましたけども、Cさん以下も、何かあったら、

自分がいない時に助けてもらえるんやというふうな取り組みをされた地域もありまして、こういった事例をですね、自治会長さんが心配になって来られた時には、そういった例をお示しして、こういう取り組みもあるんじゃないでしょうかというふうなご案内をする中で進捗率を上げていきたいと。今後とも上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） ありがとうございます。

確かに、そういった登録はしていたとしても、まあ、若い者は勤めておれば、いつ何が起こるか分からない。いない時には、どうするんやと。このあたりがですね、まあ、こういった要援護者についての支援、支持というものが、できるかできないかということになるわけです。

そこで、まあ、先ほど、課長も言われたようにですね、本当に近隣の、そういった方々が助け合って、共助ですね、助けていく。これが一番、また、大事なことであり、また、一番即、そこに対応ができるのが、その近隣者であろうと、私は思うわけです。

そういった中で、どういう説明を聞いていたのか分かりませんが、まあ、それは、先ほど言いましたように、個人情報という形の中で、あまり言われますとですね、前に言われますと、われわれも手を出しにくいという面もありますし、先ほど課長が言われたようにですね、やっぱりそういった話、過程の中で、手を挙げていただく。その中でも、特にまた、いろんな話の中で、じゃあ、それだったら、わしがおったら行くがなと。おらなんだら、誰かまた、お前頼むぜよというような形がですね、各集落、その地域で話し合われるということが、一番望ましいことであろうかと思えます。

このへんにつきまして、ひとつ、そのような要援護者のいらっしゃる地域、また、これから、その地域じゃなくして、いつ、誰が、私自身も、そのような介護を受けなければ避難できないということになるかも分かりません。お互いが、そのようなことを常日頃話し合っていくということが、非常に大切かなと。その辺の指導もですね、また、各地域の方に、防災マップと合わせて、指導願いたい。このように思っております。よろしく申し上げます。

それから、ちょっと通告にはないわけではありますが、私達の、私の久崎の地域については、校区に防災庫というのが、旧町単位で、

議長（矢内作夫君） 通告外のことは、ちょっと具合悪いんですけどね。

11 番（大下吉三郎君） 悪いですか。

議長（矢内作夫君） はい。

11 番（大下吉三郎君） 防災関連でしておりますけども。

議長（矢内作夫君） 防災関連というようなのは、もの凄くこう、幅が広がるんでね、通告に基づいてお願いしたいと思えます。

11 番（大下吉三郎君） 分かりました。それではまた、後で、担当課の方に説明なり、伺っていきたくと、このように思います。

いずれにしても、私が、今日、お願いなり、すべきではないかという形で、質問させていただきました。この種の内容については、本当に大事なことであり、自分の命を守ることの一番基本になろうかと思っておりますので、私はもう、3回しか一般質問しませんよと。防災については、しませんよと言っておりましたけれども、4回になってしまいました。お許し願ってですね、今後とも、きちっとした、そういった災害対策、また、見直しというものをさせていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、大下吉三郎の発言は終わりました。

ここでお諮りをいたします。暫時休憩をしたいというふうに思うんですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、暫時休憩をしたいと思えます。再開を15時ということにお願いします。

午後02時45分 休憩

午後03時00分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは休憩を解き、会議を続行いたします。

続いて、5番、金谷英志君の発言を許可いたします。金谷君。

〔5番 金谷英志君 登壇〕

5番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、商工業振興にどう取り組むかについて伺います。

地域振興にとって、これまで1つの常識とされてきた企業誘致や大型公共事業が通用しなくなってきた今、地域にある資源や経済循環の仕組みを把握し直し、地域内再投資力を高めていくことが求められています。

その際に活用できる地域資源には、経営資源、自然資源、観光・歴史資源などがあります。経営資源は、製造業や小売業、農業などの経営体。自然資源は、地域そのものに存在している山河や、水動植物など。観光・歴史資源には、景勝、神社、城、伝統文化などがあり、こうした地域資源探しを町が取り組み、また、支援していくことが必要です。また、民需が低迷している今だからこそ、町が発注する官公需を町内の中小業者の仕事おこしに活用し、町自らが仕事をつくり出すことが求められています。町の施策の方向を地域の業者に振り向けてこそ、町が地域経済循環の要になることができます。そこで伺います。

1、政府は、2010年6月に中小企業憲章を閣議決定しました。憲章では、中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役であると述べています。これを具体化するためにも、町内商工業事業所悉皆調査を行い、中小企業振興基本条例制定を検討してはどうか。

2、千葉県野田市は全国に先駆けて2010年2月に公契約条例を施行しています。これは、契約受注者は、下請け労働者、派遣労働者を含めて市の定める最低賃金を下回ってはならないとし、ダンピング受注競争と賃金低下に歯止めをかけようとするものです。本町でも検討してはどうか。

- 3、町民の暮らし応援券の町内事業所への経済効果の分析はどうか。
 - 4、住宅リフォーム助成制度の導入を検討してはどうか。
- 町長の見解を伺います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、最初の、中小企業振興基本条例の制定を検討してはどうかということでございますが、本町の事業所は、多くが中小企業であり、それら事業所が町内の雇用を支え、町経済の活性化に努力をいただいているところであります。

町内の中小企業が活力を失うことは、地域経済が力を失い、しいては町が衰退することに繋がると考えております。

特に本町におきましては、一昨年の台風災害において多くの事業所が被災をされ、厳しい状況にありますので、町といたしましては、町民の暮らし応援券の発行や災害対策融資利子補給、災害対策運転資金融資利子補給制度を新たに創設をし、商工業者の方々の早期復興を支援するとともに、町内経済の活性化を目指し取り組みを進めているところでございます。

また、高齢化対策と停滞傾向にある商業者の活路をみいだすために、移動販売事業を今年度から新たに商工会と連携して進めております。

国においては、中小企業基本法が制定をされており、中小企業施策が地方自治体の責務と規定をされており。

今後においても国の法令を踏まえ、町商工会と連携を密に、条例の有無にかかわらず商工業の振興に努め、町の発展に取り組んでまいりたいと考えておりますが、現時点での、その提案の条例制定までは考えておりません。

続きまして、公契約条例についてでございますが、公共事業に従事する労働者の賃金等について、その条例等で定める最低額以上の支払義務を契約の相手方に定める契約のことを、公契約と呼んでおります。労働者の賃金・労働条件の改善は、安定した活力ある地域社会と町民の生活基盤の安定化を図ることができると言われておりますが、以前、鍋島議員のご質問にもお答えをしておりますが、佐用町の現状では、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革による低入札価格の問題によって、下請けの業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがいき、賃金の低下を招くというような状況ではないというふうに考えております。

条例化されている市におきましても、全ての契約案件についての賃金確認は物理的に困難ということで、契約の方法や予定価格によって適用範囲を限定をいたしており、ご案内の野田市では、予定価格が1億円以上の工事を対象として、年間5件程度、予定価格が1千万円以上の施設設備の運転管理、施設の清掃で年間15件程度が対象となっているというふうに聞いております。

問題点といたしまして、賃金単価の設定が困難と言われ、公契約条例が目的とする政策効果を上げる適正な賃金額を決定する明確なノウハウを、小さな市町村では持ち合わせていないという点もでございます。このような点からも、本年9月議会でも申し上げましたが、本町のような小さな自治体で、現在のところ、この公契約条例というものが、導入は難しいのではないかとこのように考えております。

次に、町民の暮らし応援券の経済効果の分析ということについてでございますが、町民の暮らし応援券につきましては、過去2回の販売を行いまして、第1回目を、平成21年3月にプレミアム率20パーセント、総額2億4,000万円を。第2回目を、同年11月にプレミアム率30パーセントで、総額1億6,900万円をそれぞれ発行し、町民の皆様の生活応援と町内商工業者の支援を目的に実施をいたしました。

経済効果については、町内での消費を促し、町外へ流出していた消費が町内で消費されたことで、停滞傾向にある地域経済の活性化に役立ったとの商工会の報告を受けております。

特に21年の災害以降、商工業者においては、売り上げを大きく低下し経営が悪化していると聞いておりますので、商工会からも地域経済の活性化策として応援券発行の要望もあり、あわせて、被災された方々が一日も早く元気な生活に戻れるよう、復興支援策として、本年度、第3回の町民の暮らし応援券を発行をしたところでございます。

今回の応援券は、プレミアム率10パーセント、総額2億2,000万円を9月4日から販売を開始し、先般11月29日をもって完売をして、販売を終了をしたところでございます。

11月末現在で、事業者が換金された換金率は、76.85パーセントとなっております。商工会においては、年末前に町内で2億円を超える消費が見込まれることが大変に評価されており、今後の年末商戦に向けての期待もあるところであります。

第1回、第2回の応援券販売については、取扱店の標本調査等までは、実施いたしておりますけれども、今回の第3回については、換金終了にあわせて、取扱店に対してのアンケート調査を標本調査方式により実施していただくよう商工会にも依頼をしており、本事業の効果を、更に把握したいというふうに考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度の導入を検討してはとのご質問でございます。

これまでに何度も、それぞれの議員からご質問をいただいておりますけれども、その都度、本町において、現段階において助成制度を創設する考えのないことをご答弁させていただいております。

住宅のリフォームについては、一般的な老朽化による改修、地震災害を軽減するための耐震補強、また、障害のある方や高齢者世帯のバリアフリー等の改修などがございますが、一般的な老朽化による改修につきましては、それぞれの私有財産であり、個人の責任、個人の考え方によって、この改修をしていただくのが原則であるというふうに考えます。

耐震改修につきましては、県のわが家の耐震改修促進事業や60歳以上の高齢者や障害をもたれている世帯等のバリアフリーの改修についても、県の人生80年いきいき住宅助成事業の補助制度が、創設されてあります。また、本町においても、障害者等、または扶養されている方について、障害者等住宅改修費給付事業の支援制度を設けておりますので、これらを、上手にご活用いただきたいと思いますというふうに考えております。

なお、介護保険事業で対応可能な少額の住宅改修や、町が実施する障害者等住宅改修費給付事業につきましては、申請時に、できる限り町内業者を利用して改修していただくよう申請者にもお願いをして、相談を受けているところであります。

以上、簡単でございますけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、金谷君。

5番（金谷英志君） 今、町で条例が、商工観光について条例があるとしたら3つなんですね。

1つが、佐用町企業立地促進条例。2つ目が、道の駅ひらぶくの条例。それから、笹ヶ丘の条例。商工観光では、この3つしかないんですね。

その内で、この、今回質問しているのに関連してくるとしては、佐用町企業立地促進条例があるんですけども、この目的として、佐用町内に企業の立地を促進するため、産業の振興と雇用の機会の確保を図りと、こういう目標があるんですけども、この条例に関して、今まで、これ平成17年に施行されているんですけども、これ以後ね、この条例に関して、申請なり、これの効果というのは、どんなものでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 合併後ですね、佐用町の企業立地促進条例ということで、施行させていただいておりますけれども、この条例につきましては、旧佐用町、それから旧上月町、旧三日月町に、それぞれこういった条例がございまして、佐用町の、新町になってからの条例については、三日月町の条例をですね、参考に、制定をしたというふうに聞いております。

そういった意味で、20年の6月議会におきまして、条例改正をさせていただいておりますけれども、それまでについては、やはりまあ、播磨科学公園都市をにらんだような形での佐用町の企業立地促進条例であったというふうなことで、20年の6月改正によりまして、佐用町全域をカバーしていくというふうな形になったというふうに伺っておるところでございます。

そういった中でですね、22年度までにおきましてですね、この事業の対象があったかどうかということでございますけれども、件数としてはなかったということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、最初の質問でも言いましたように、これまでは企業立地促進。企業を呼んできて、地域振興、または、それに合わせてこういう政策も取られていたんですけども、今、町長ね、課長の答弁、その、今まで条例作ってね、これだけ企業呼んで振興していきましようということでしたけども、この点で、その企業立地を促進することで、佐用町の振興に、今後もつながっていくと。基本的なところで、それをお伺いしたいんですけども、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） はい。日本のまあ、国、全体の状況なんですけども、今、円高がこうして進みですね、経済もグローバル化して、企業の生産拠点と、特に海外に移転をし、されていると、そういう現在のまあ、1つの大きな経済の流れというのがあります。ですから、これはかなり以前から、こういう状況が進んできたわけでありまして、過去のようにですね、経済が、日本経済がドンドンと拡大をしている中で、地方への企業の立地とい

うこと、これは1つの大きな、また、流れでもあったんですけれども、まあ、そういうことに対して期待をしていくという、また、これから取り組んでいくこと。まあ、これはまあ、まだまだ、努力は必要かと思えますけれども、やはり、経済の今の状況として、先ほど課長も申しましたようにですね、なかなかここ数年、新しい企業が、ここ、佐用町内に進出をしていただくというような、これはもう、全体の状況と同じですね、そういう状況ではないということは、しっかりと認識をしていかなければならないと思えます。

まあ、そういう中で、逆にまあ、町内の企業が撤退をすとかというようなですね、また、科学公園都市がありますけれども、科学公園都市への企業誘致についても、町内の企業が科学公園都市への移転をされるというような中で動いているというのが現状でありますので、ただ、佐用町内だけでなく、通勤圏も含めて、この地域にですね、その企業が、この企業活動がですね、継続していただくように、まずは、1つは、大きな努力もしていかなきゃいけないということも、考えるところでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 中小企業振興条例というのは、一番最初に、さきがけとなったのは、東京の墨田区なんです。まあ、下町で工業地帯。小さな中小業者が、工場がいっぱいある。そういう所ですけれども、これがもう、昭和54年、77年ぐらいね、一番最初に、この中小企業基本条例ができたんですけれども、その時に、区内に、どんな業者があつて、どんな問題を抱えているかということ、悉皆調査したんですね。その時に、職員が、もう職員100何人以上を、実際に聞き取り調査して、その調査、アンケートじゃなくてね、実際どんな問題があるか、後継者の問題やら、それから技術的な問題やら全部をね、そういう調査項目挙げて、職員挙げて悉皆調査したんですね。

その時に、調査結果、区の職員の意識を一変させた。聞き取り調査に参加した係長の感想文には、驚きの声が綴られていた。酷い環境で家族労働に支えられていて、健康破壊、長時間労働、それから技術的な問題も、いろいろ多々出された。こういうふうな結果が出されているんですね。ですから、基本条例、その、いろいろ施策はあるでしょうけれども、中小企業を応援していくかどうか、基本的な条例ですから、初めに、佐用町内にある商工業者の実態を調査する意味でも、その悉皆調査が一番いいんですけれども、やっぱり現状を踏まえるという意味で、調査はすべきじゃないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今の町内ですね、商工業の状況というのは、大まかには、その商工会等の調査なり、そういう状況の中でね、ある程度の把握はできると思うんです。そんなに大きな範囲じゃないですから。

まあ、今、ご指摘のですね、お話しの墨田区でありますとかね、当然、この大阪、東大阪の方でありますとか、まあまあ、過去から、そういう中小業の製造業者が、非常にたくさんこう、集まっている所。そういう所とはまあ、佐用町は、そういう製造業でですね、ああいう町工場と言われるようなものが、そういう工場というのはね、そんなにたくさん存在しているわけではありませんので、ですから、まあ、町内の商工業者、その特にまあ、

当然、ほとんど中小企業ですけれども、その状況というのは、そういう悉皆調査までね、こう、ずっとしていかなければ、全く内容が、状況が分からないというような町では、地域ではないというふうには思っておりますけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） むしろ今、町長が言われたようにね、佐用町は、その、商工業者の数もそれほど、その、今言われた大阪とかね、東京なんか比べて、その業者が膨大な、7,000も8,000もあるような所じゃないですから、むしろ悉皆調査しても、した方が、よりきめ細かく、業者の、その要求なり取り組みの、どんなことで悩んでいるかというのが分かると思うんですけどね。

そしたら、悉皆調査しなくても分かると言われますけど、ほな、全体の、佐用町の商工業者の状況というのは、どういうふうに把握されるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 確かに、製造業にしますとね、町内のほとんどが、まあ、当然、それぞれの企業の下請けの仕事がされているという状況です。その言わば親会社、その企業そのものの、いろんな企業活動、生産活動がですね、非常にまあ、停滞しているということで、またその、円高によってですね、その生産コスト、まあ委託コストがですね、ドンドンとまあ、厳しい状況にあるということ、これはあの、もう、どの企業、どういう業種においてもね、そういう状態であるというふうに思っております。

まあ、その中で、その製造業についても、生産の規模縮小であるとかね、また、実際には、企業、事業そのものから廃業されるというようなところの、これまで、いろいろと下請け事業としてやられた所も、かなり減ってきておりますので、そういう実態は、私なりに、今、把握をいたしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その町長が、その把握している範囲ではね、そういうふうに、漠然と、県下の、全国的な状況、それから県下の状況見ても、佐用町は、推測できるようなところはありますけれども、やっぱり調査して、改めて問題点は、こういうことだと確定して、初めて、町振興のためには、どういう手を打つべきかという、そういう施策的なことは出て来るとは思いますが、先ほど、墨田区では、77年、1977年と言いましたけれども、ずっとそれ以降に、地域振興条例の制定する自治体も広がってきて、2007年に、北海道、これ帯広ですけど、帯広ではね、その条例を施行しておるんですけども、その具体化、施行後、それを具体化していくために、中小企業団体とか、金融機関、関連行政機関、まあ町ですわね。三者一体となって、その構成する中小企業振興協会が発足というふうになって、実際、条例作って終わりではなしに、実際、その、どういうふうに、基本

的な条例ですから、それ作ったうえで、どういうふうに振興を進めていくかという、それに結びつける条例なんですね。

ですから、改めて、基本的な調査して、条例作って、それに基づいた、その条例というのは基本的なものですから、この方向、方針なりを示すいうふうな、その、条例ですから、具体的な、商工業の振興については、また、改めて、企業も寄って、金融機関も寄って、町も寄って話し合うと。そういうふうになっていくんですけれども、そういうふうにならずして、どういうふうに町の振興を、町長は、どういうふうに図っていかうとされているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、今、金谷議員もお話しのようです、その条例と言うのは、本当に、ある意味では、その形ですよ。だから、その、それも基本的な形。まあ、ある程度、どこの自治体が作ってもですね、ある意味では、基本的なことというのは、同じような実態を捉えて、そこを条例化するんだと。そういう条例になるんだと思います。

ですから、私は、あまり、このとこでね、今の段階で、必要性を感じないのは、逆に、まあ、その、じゃあ、条例あるに、あってもなくてもですね、まあ、そういう施策というのは必要であると。だから、こうして町としても、融資制度とかね、今、できることは何だということ、商工会あたりと一緒に考えて、まあ、そういう制度を作ってきているわけですけれども、条例を作っても、具体的な政策をしなければ、もう本当に何もなりませんし、まあ、町の今できる範囲内のね、ある意味では、対策、取り組みとしては、まず、本当に、実際に、運営をしている商工会の皆さん方なんかと、よく連携を取って、皆さんの要望なりを、意見を聞きながら、その中で、具体的には、できる施策というものを制度化していくという取り組み。まあ、これによって、1つは、ある程度進んでいけるんじゃないかなということ考えているわけですけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、条例までも必要ない。条例じゃなしに、その基本的な条例なしにね、その商工業の振興に、どう取り組んでいくか、その姿勢を見せずしてね、どういうふうに、その具体的に、その現状すらも分からない。町内の商工業者の問題点は、何かすらも、把握した上で、こういうふうに振興しましょうとなるんですけれども、まあ、町長言われたように、だいたい把握していると。町内の商工業者の問題とかはね。だいたいぐらいで、その政策に、具体的な政策に、それは活かしていけるものでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、だから、条例を作ったからと言って、その内容がね、はっきりと逆に、把握できるかという。そういうものではないと思います。条例というのは。だ

から、それは、あくまでも、その取り組みの姿勢だと思いますし、実際に、どう取り組んでいるかということの問題だと思うんですけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） まあ、そういう姿勢で取り組んでいただきたいと思うんですけども。

公契約条例の方に移りたいんですけども、今まで、その、町内ではない。土木工事については、落札率は、だいたい 90 パーセント以上になっているんですけども、最近の、その建築に関してみますとね、久崎住宅建設が 77.1 パーセント。落札率ですね。それから、設計に関しては、ずっと低いんですけども、久崎住宅除却設計が 32 パーセント。町道久保長田線が測量設計 37 パーセント。上月文化会館トイレ改修。まあ、建築に関してはね、落札率が、だいたい低い。設計に関してはもう、3 割台というふうなことになるんですけども。というか、それまで、そのいわゆるダンプングということまでしてね、設計に関してはそうでしょうけれども、建築に関しても、土木関係では 90 パーセント以上の落札率の中で、久崎住宅が 77 パーセントと、低いんですね。まあ、それは、町の面としてはね、安く落札してもらった方が助かるんですけども、それで、建設業者なりのね、それが、先ほど町長、最初の答弁では、もう担保できると。そういうふうなね、ダンプングとか値下げ競争にはならないということですけども、実際、そのしわ寄せがいつてないか。その確認できるのは難しいと言われましたけども、それが、できるかどうか。条例を作った上で、公契約条例作った上で、ある程度、業者に対しても、それがブレーキというかね、ダンプングしないし、その下請け業者に低賃金を押し付けない。そういうふうになってくるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、経済情勢によってですね、まあその、入札されるね、入札率、落札価格というのは、当然変わってくるのは、これはもう、そのための入札だと思います。それによって、担保されるかどうかと。それはやはり、労働基準法や、まあいろんな、逆に法律でも、労働者というのは守られております。指導もされております。ですから、まあ、町としてもですね、その入札参加業者についても、当然、大きな、そういう大規模な工事につきましては、公募入札を行っておりますけれども、それでもやっぱり条件付きで、ちゃんと審査をした上で、その入札の参加資格があるかどうかということやってます。

その中には、やっぱり経営状態なり、とかですね、まあその、そういう、しっかりと責任を持ってやっていただける、そういう状況にあるかどうかということも確認をしているわけです。

ですから、そういうことで、まあ、ある程度のね、当然、経済活動ですから、町が、その細かいところまで規定を、行政として、強制的な規定はできませんけれども、まあ、仕事の責任、担保というものは、その工事を完成させることと同時に、その仕事の中でね、下請け業者の方等との契約、また、当然、そういうことの中で、仕事が完成されていくわけですから、そういうことについての担保はされているというふう考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 野田市の、その条例ですけども、施行されて1年経つんですけども、これが、野田市のね、一旦制定されてから、改定もされているんですけども、その時に議論になったのが、施行されて大きな変化があったのが、庁舎清掃の業務委託。賃金が、時給730円だったのが、829円に引き上げられた。まあ、こういうふうな微々たるものですけどね、そういうふうな、町が姿勢を示すことによって、そういう賃金にも、町が直接発注する工事とかね、委託については、そういうふうな効果があったと。

それから、職種別賃金の設定を可能にしたと。こういうふうなこともね、効果としては上がっているんですね。ですから、公契約の、なかなか、最初、町長言われたように、その設定が難しいとか、いろいろ、この公契約条例についてはね、野田市が一番初めにやられましたけども、それ以後ずっと、他の自治体も研究されて取り組まれているようになってます。

研究も、今、町長、最初に、だから、研究もあんまり、これからも検討もしないというようなことだったんですけども、やっぱり検討の余地はあると思うんですけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、こういう課題について、問題提起がされて、まずね、野田市で、今言われているように、取り組みが始まったと。まああの、町がですね、率先して、なかなかやっぱり町の体制としては、できませんけども、社会の情勢として、まあ、こういう課題がですね、一般的に、取り組みの必要性があるということになれば、当然まあ、他の市町も、そういう条例も制定されてくるんだろうと思います。

その時には、当然まあ、佐用町としてもね、（聴取不能）の責任として、これは考えていかなければならない時が来るのかと思いますけども、まだ、1年ぐらいで、今、話を聞いてみても、野田市においてもですね、本当に今、試行的にやられているような段階ですね、これ。規模についても、1億円以上で、年間5件程度と。野田市のような、かなり大きな市であっても、こうでありますし、じゃあ、他市町においても、自治体においてもね、研究は、ある程度されていますというふうには、今、お話しですけども、どのような研究がされているのか、私はまあ、近隣の市町等の話の中での、こういう問題については、聞いて、なかなか、情報も入ってきておりませんし、県においてもですね、まあ、そういう話なり指導なりですね、要請、そういうものも、まだ、聞いておりません。

まあ、そういう状況の中でね、特に今、低賃金で、下請け業者の方がですね、まあそういう、ダンピング等で、非常にまあ、苦しんでおられると。問題が非常にね、契約によってあるんだというような問題も、個々にも聞いておりませんのでね、まあ、町が率先して、今の状態に取り組めるような状況ではないというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 暮らし応援券について、移りたいんですけども、その、今回については、その、標本調査で、どのような効果があったか、その、商工会を通じて調査するというんですけども、これは、その経済効果として、まあ、町内で買い物する。それだけでは増えたと思うんですけども、商工業者にとってね、どんだけの効果があったかというのは、把握できる、この標本調査で、できるんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） あの、経済効果と言いますとですね、やはりいろんな、野村総研でありますとか、そういった所の業者でないとはですね、本当にこう、どんな経済効果があったかというのは、極めて、分析というのは難しいというふうに思いますけれども、まあ、11月末のですね、換金率が76.85ということでございますので、換金が終わった段階でですね、商工業者の皆さん方から、標本的にですね、アンケートを取りまして、どういう効果があったかということで、取りまとめをさせていただきたいというふうに考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 次の、住宅リフォーム制度、これは再々聞くと、まあ、町長言われますけどもね、これも全国的に広がっていく制度ですけど、住宅リフォームとは銘打っていないんですけども、山形県の庄内町という所があります。そこで、やっているのが、持家住宅建設祝金事業というのがあります。これは、地元業者に、新增築を発注した場合、施工主に工事費の5パーセントを助成する。まあ、最大50万円までですけど、増改築だけでなく、新築や車庫、店舗、倉庫などにも対象とすると。使い勝手がいい、こういう制度もあって、これが、これ内容説明しますとね、制度を活用した初年度、新增築の工事件数は109件。内新築25件と急増。まあ、前年度は、前年度からは1.5倍になっているということですね。

それから、町の試算によると、経済波及効果は、約30倍。住居の整備に合わせて、家具、家電、調度品も購入が行われているため、もっと大きくなる。固定資産税も、約300万円の増収が見込まれる。まあ、住宅リフォーム制度事業だけじゃなしにね、こういうふうに、直接的な、その町が助成することによって、呼び水になって、この場合でも経済効果、町が出した分より30倍の経済効果が、町全体としてね、あったと。第2の公共事業やと言われているぐらい、そういうふうな制度として広がっているんですね。

ですから、もう一度これは、町長、検討していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今、お話しの庄内町ですか、山形県。まあ、その件については、私が、その評価というのは、なかなかね、明確に何も把握しておりませんし、調査もしてませんから、言えませんけれども、一般論としてですね、今まあ、暮らしの応援券についても、経済効果がどうだったというふうにな、言われた時に、なかなか、その経済効果というのは、明確にですね、数字の上で、出すことは難しいのと同じようにですね、今、経済効果が30倍であるとか、まあ、実際、仕事がね、1.5倍になったとかいうことですが、まあこれ、私は、それはまあ、いろんな出し方があると思うんですけども、実際に、じゃあ、こういう制度がなかった場合と比べて、じゃあ、制度がなかったからゼロになるかという問題ではないと思うんですね。

これは、必要に応じて、家も建て替える時期なり、自分の自宅、また、他の仕事。事業によっても建物をつくられたり、建設されるということでもあります。

ただ、この制度、確かに、今、5パーセントと言われるのは、大きいと思いますね。50万ですけども。まあ、5パーセント。まあ1,000万で50万ですね。そうですね。はい。

まああの、やはり、それによってね、まあ、2年先、3年先考えてた人が、今からやろうかと。早くやろうかというような、まあ、そういう需要はあると思いますけども、しかしまあ、一旦まあ、作られれば、まあ、それはそれで、もう後、それが、あるいは先食いをして、その需要というのは、最後はまた、逆に少なくなってしまうという面もあるかと思っています。

ですから、なかなか、その、町が、現金でね、なり、助成をしていく。ある意味では、お金をですね、町民の皆さんに、ドンドンと、ある程度、使ってくださいと言えるようなものであれば、経済的な、財政的なですね、ゆとりがずっと見込めるのであればですね、見込めれば、そういうことも、喜んでいただける制度が分かりませんが、ただ、一時期だけやって、一部の人だけにということは、なかなか難しいと思いますし、私自身は、当然、この町が公金、ある意味では、皆さんのまあ、片方では税金からいただいたお金含めてです。そういうお金を、使っていく場合にね、そういう災害対策、耐震補強でありますとか、また、福祉的な面で、住宅のバリアフリーの改造でありますとかね、また、生活の支援。要支援者、高齢者に対する住宅の改良資金。改修でありますとかね、そういう1つの目的を持って、町としては、事業を行い。しかも、それは、やはり町内の、そういう建設業者、設備業者の方々の仕事としても、また、やっていっていただけるような、そういう取り組みは必要かというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、これは、暮らし応援券にしても、町内の、その消費する消費者に対しての支援ということ。その住宅リフォームについても、住宅を改修、その人自身にとっての支援ということと、それから商工業。この観点、商工業者を応援するという観点からお伺いしているんで、個人の財産について、その個人が直すのが原則的って言われるんですけども、それを、町が呼び水としてやったら、町内の商工業者が、経済が循環するということなんだと思うんですけども。

例えば、住宅のリフォームすると、基礎や製材、サッシ、建具、電装、電気、20社近くがかかわってきてね、町内、こういう、今言うた業者さんなんか、全部町内におられる業者さんですわ。大工さんにしてもね。ですから、そういう、町内で仕事が増えると。それが、町の、その5パーセントの呼び水を呼ぶことによって、大きな、さっき言った30倍

の経済効果、全体としてね、その個人の財産に支援する側面もあるでしょうけれども、1つは、町内の商工業者を支援すると。そういう側面もあるんですけども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然、それによってね、そういう建設業、設備を、まあ、そういう仕事が、まあ、一時期であっても増えるということの効果は、これは、私も否定はいたしません。効果はあるだろうなと思います。はい。

しかし、その効果と税金を使う。結局、支出するですね、その理由ですね。やはり、商工業者なりの、支援ということの、当然、やり方としてね、そういう方法だけで、それを選択するということについては、やはり、今のところ、佐用町としては、先ほど言いましたような、目的を持った形での、今、制度の中でね、そういうことも含めて取り組んでいきたいということをお願いしました。私の考えです。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その目的、町長、最初に、その暮らしの応援券についても、町内の人の、例えば、被災した人とか、それから買い物する人の支援と。それから、町の商工業者の支援も、その2つの目的があったわけですから、商工業、その暮らしの応援券についても、その、税金を投入していることですからね、住宅リフォームについても、まあ、住宅リフォームとは言いませぬけれども、その改造の助成制度なんかも、それは、その、町内の商工業者支援という面からも取り組んでいかれるべきだと思ふんですけども。

それから、商工業全体を振興する意味でね、もっとその、町の方針を示していただいて、こういう具体的な施策としてね、その、町長言われるんに、その暮らしの応援券とか、融資制度もやっていると言われますけれども、それが本当に佐用町の商工業者にとって、効果のあるものであるような政策を求めて質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、金谷英志君の発言は終わりました。

続いて、10番、山本幹雄君の発言を許可します。山本君。

〔10番 山本幹雄君 登壇〕

10番（山本幹雄君） 10番議席の山本です。

今回、私は、次の2点について、質問をいたしたいと思います。

1点目は、消火栓についてと、2点目は、佐用大橋の架け替えについてであります。

質問は、2点続けて行いますが、一問一答制でありますので、答弁の方は、自席で1問ずつ行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君） 山本君、質問も1点だけね。

10番（山本幹雄君） はい、分かりました。

それでは、質問を行います。

まず1問目は、消火栓についてであります。消火栓は、旧町ごとに施策が異なっております。それはそれで、旧町ごと、施策の問題であり、地中に埋め込み式の良さも地上式の良さもあろうかと思えます。

ただ以前、国道沿いに埋め込み式の消火栓があり、鉄蓋が開くまでに大変時間がかかったことがありました。そのことが問題になり、以前、厚生委員会で、町内消火栓の状況を調査、視察に回ったことがあります。集落内にある埋め込み式の消火栓。国道沿いにある埋め込み式の消火栓。また、集落内にある地上式の消火栓の状況を視察しました。

ここで少し余談になりますが、今定例会で、西山会館前の町道で、排水柵の鉄蓋の設置状況が不安定であったため、飛び上がり、自動車を損傷したため、佐用町として損害賠償をしたということが報告されました。そういったことを考えた時、西山会館前は、消火栓ではありませんが、同じように道路に埋め込まれている町施設が、経年経過の中で、問題が生じたということだと思えます。同じようなことが、国道で起こった時、この程度の損害で済むとは、考えにくいと思えます。

そこで、国道沿いにある消火栓は、そういった意味においても、一刻も早く、地上式にするべきではないかと思うのですが、どうか。

そして、国道を走るコンテナ車が、夜、大変大きな音をたてて走ります。アスファルトだけの所は良いのですが、マンホールの蓋がある所などは、地響きがすると言います。そういうことを鑑みても、消火栓は、国道沿いにおいては、特に、地上式にするべきではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

続いて、2点目をしようと思いましたが、議長が、ちょっと言われてますので、本来は、2点続けてした方が、分かりやすいんですけども、1問、ここで終わって、また、自席で2答目はさせてもらいますけども、また、よろしく願います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、今日最後の、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の消火栓についてでございます。

まず、国道に設置をされている地下式消火栓の現状と、地上式に改める、改善すべきとのご質問でございますが、現在、佐用町の消火栓数は、全部で、22年度末 2,004 基、2004 基ございまして、うち地下式になっておりますのは 1,214 基でございます。これは、そのうちまた、国道敷きですね、国道に設置をされております地下式消火栓は 74 基というふうに把握をいたしております。

これは、消火栓につきましてはですね、水道の工事の中で、それぞれの旧町の中で設置をされてきておりまして、どの町においても、現状に、その地域の設置する状況によってですね、地上式、地下式という形で、その割合は、かなり違っておりますけれども、そういう形での消火栓の状況でございます。

ただ、交通事情のその後の変化等にもよりまして、先ほど、お話しのような事例も出てきてですね、特に、地下式につきましては、非常にまあ、使いにくいとか、また、交通上危険な所もある。使用について危険であるというような形から、地域から、地上式に改善をして欲しいとの要望も、まあ、以前から出て来たわけです。

まあ、そういう点について、要望箇所、緊急性のある箇所につきましてはですね、地

域と協議をして、地上式消火栓の設置場所の確保ということが非常に難しいんですけれども、その設置場所の確保を、地域の皆さんに協力をいただき、また、民家等の日常生活に支障がないか等を検討してですね、まあ、現在、予算の範囲内ですけれども、計画的に、これを改善していくように、担当課にも指示をしております、今年も、1箇所、2箇所だと思いますけれども、既に、計画はしております。

特にまあ、非常に、この改善については、1箇所、平均しても、100万円ぐらいの費用がかかりますので、既に、地下式がですね、全消火栓のうち半数以上が地下式という形になっておりますので、これを全て、地上式にすることは、非常にまあ、困難であろうかと思っておりますけれども、まあ、国道の改良計画というものがあるような場所につきましては、改良工事時期と合わせてですね、検討していただき、また、車道から歩道へですね、移していただくというようなこともやっておりますし、また、民地内への地上式に変更等の調整もさせていただいております。

また、この消火栓だけではなくてですね、下水道や水道の、道路内のマンホール等の騒音ということでございますが、上水、下水のマンホールが多数、まあこれ、国道にもありますし、県道、町道に布設をいたしております。まあこの、騒音及び路面損傷箇所の改善につきましては、県等、道路管理者と協議しながら順次補修工事ということを実施。計画的に実施しておりますけれども、特に、車両の大型化により大きな音が出たりですね、地響きがする箇所もございます。まあ、今後も、当然これは、経年的に傷んでいきますので、これは継続して管理者と協議しながら、順次改善に努めていきたいというふうに考えております。

以上での、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 山本議員、一般質問の方法については、これは、申し合わせで決めたことですので、議長がどうこういう話ではありませんので、間違えないように。

はい、再質問。

10番（山本幹雄君） まあ、私の一般質問の時間になりますんで、ねえ、こう続けてしても、そうじゃなくても、まあ決めたことであるとは言いながら、私の、はっきり言いましてね、私、これ一般質問なんですよ。ある議員はね、関係のない話を何分間かしたんです。ですね。いや、そのことから考えたら、私の一般質問が続けてしようが、今、言うような、答弁を順番に1回1回してもらったら、それでええだけのことなんです。

そういうことで、ちょっと余分な時間取りますんで、これ止めます。はい。

あのね、ちょっと余計なこと言いましたんで、肝心なことが、ちょっと横へ行ってしまいましたんで、ちょっと、そなん後にしてもらいたいですね。

それで、まあはっきりまあ、ちょっとね、（聴取不能）したけども、まあ、今聞くと、地下式が1,214基。国道が、特に74基あるんですけども、あのまあ、今年も、順次、1箇所か2箇所ということなんで、まあ、そういうことで、前、議会でね、問題になって、委員会でも視察したいいうて、先ほど説明させてもらったんですけども、で、そういう中で、この1箇所、2箇所ということになると、来年もまあ、こういうペース。まあ簡単に言うと、なるんですかね。1箇所、2箇所とか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これ、予算の問題もあろうかと思えますし、今、上下水道課ですね、どういう状況が、把握しているのか、どうしてもまあ、緊急性なり、もう状況が非常に危ない。厳しいことになればですね、そういう、また、予算化もしていかなきゃいけないと。来年度予算においてもですね、と思っております。
担当課長。今のところの状況を説明を、担当課長にさせます。

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 先ほどですね、町長が答弁されましたようにですね、地上式にですね、国道内の地下式をですね、地上式に変えていただきたいという箇所はですね、今、4箇所ほど要望を聞いております。そういう中で、本年度ですね、本年度中に1箇所ないし2箇所やりたいというふうに思ってます。

ただ、これにはですね、やはり国道敷きから民地内へこう、移動せなあかん。まあ、人家連坦の所はですね、なかなか、そういう箇所がないというのが、まあ、ネックになってございます。そういう中で、確保ができる所をですね、できれば地上式にさせていただきたい。

ただ、地上式にするんであってもですね、やはり、家の側になるとですね、日常生活、突起物になりますのでですね、日常生活に支障を来すというんで、いろんな、それぞれの家庭の事情もございまして、そういうことも、地域とですね、十分に協議しながらですね、できる所はやっていきたい。

ただ、それが、地下式が、国道敷きで74基ございますけれども、全てですね、そういう所が、もう、そういう地域あるか言うたら、そういうことではございません。だから、できる所はできますけれども、そういう所ですね、どうしてもできないという所はですね、やはり、今の現状のままですね、地下式で対応していくということしか、方法はないというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 今その、まあ、4基ほどいう要望の中で、できる所はできて、ぐっとやっていくということで、まあ、先ほど言ったような形の中で、実際問題、地上式にしたら、車で当たったり、障害物としてこう、ぶつけていう部分も確かにあるということを、まあ、いう話も、前も聞いたことがあります。で、実際、そうだろうと思うんです。非常にこう、邪魔になったりする部分もありますし、民地へ持って行くとなると、ちょっとこう、問題も生じるという部分もあるとは思いますが、ただその、歩道ありますよね。歩道なんかの側に、ある所もあるんですよ。

この前、ある所の人に、ここ見てと。これはっきり言うて、まあ、それは、人が言うには、その、マンホールの、その蓋の部分が、もうかなり傷んできているんで、もう夜、音がうるさくて仕方がないと。何とかしてよと。で、その横、歩道でした。そういうところは、多分、それは、その人が、直接僕に言っただけで、自治会長通して言っていないものもあるんだろうと思うんですけども、そういうところもありますんでね、だからその、全部が全部、その、まあ74基、1個100万円ぐらいかかるいうて、今、説明されてましたけど

も、これをしよつたら、もう莫大な金で、地下式になると、まあ 1,214 基言われてましたけども、これを全部地上式にするというのは、いろんな問題で、金銭的に無理があるというのは、十分理解できます。

しかしまあ、国道沿いで、非常にこう、まあ、ちょっとこっちへ持って行きやすいとか、そういう所というのは、結構まだ、あるんじゃないかと思います。

で、まあ、僕らも、前、その視察させてもらった時に、ある議員のお宅の前を見せてもらいました。まあその、その場合は、ちょっとこの場所が、ちょっと中へ入れるんが、云々というような話も、ちょっとありました。実はね。

そういう中で、難しい部分も、ある所はあるんじゃないかと思うんですけども、ただ、さっきも言うたように、こう、歩道があるとか、民地でも確保しやすいとか、確かにこう、突起物が出るでこう、障害になるというような問題もあるんですけども、いろんな面を鑑みた時には、ちょっと、できる所は、年 4 箇所か、今回は、4 箇所ぐらいということですけども、実際もうちょっとこう、できる所があるんじゃないかと思うんで、そこらへんを、ちょっと検討してもらいたいなと思うんですけども、どうですかね。

〔上下水道課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） まあ、歩道。車道からですね、歩道。当時はですね、設置した当時はですね、歩道のない所と言いますと、まあ、水道管がですね、占用の関係で、路肩の方に、路肩言いますかね、入っておりますので、概ねまあ、やっぱり車が通る轍の部分にですね、結構入っているというような状況もございます。

そういう所は、順次、今の段階ではですね、補修もしながらですね、事故の起きないような形で、まあ、計画的に、道路管理者と協議をしながらですね、道路管理者の指導も受けながらですね、やっております。

それから、歩道がある所についてはですね、また、これから、そういう道路改良計画がですね、ある所は、車道から歩道。歩道に入ればですね、交通の関係もですね、安全が確保されるという利点もございますので、そういう所をですね、そういう改良計画に合わせながらですね、やっていきたいというふうに考えております。

まあ、そういう改良計画のない所。それから歩道があってもですね、歩道の狭い所。そういう所へ移動するとですね、逆にまた、支障を来たす場合もございますので、そのへん、全体的な地域状況とかですね、地域の皆さんとも話し、その設置されている状況等も鑑みながらですね、今後、そういう改善できる所は、先ほど、町長も答弁されましたようにですね、計画的にやっていきたい。

ただ、国道とかですね、そういう大きいところはですね、実はもう、本管が通ってますので、管末のですね、本来あってはならんのですけど、2、3軒ですね、断水すればですね、直ぐ済むという所はいいわけですけども、国道、県道いうたら本管が入っておりますので、そこを断水することについてはですね、相当、地域へ大きな影響を与えます。

それによって、夜するのか。工事を夜するのかですね、昼にするのか。また、その断水でどれぐらい影響するのか。また、それによってですね、洗管はどれぐらい時間かかるのかとか、いろんな状況も鑑みながらですね、そういう、やるということに判断をすればですね、そういうことも踏まえながら、対応していきたいというふうに思います。

〔山本君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） まああの、ねっ、ちょっとでも、その国道沿いというのは、その消火栓の問題、その、当然、これ一番肝心なのは、火事の時に火がどう消せるかということなんですけども、まあ、ある所で蓋が開かなくて、消火、ちょっと手間取ったというような話がありました。まあ、このことが一番肝心なんですけども、今、先ほども言わしてもらったように、まあその、非常に騒音問題がね、国道、あります。本来は、全部その、道路のそのマンホールがなくなればいいんですけど、実際問題、そういうことが非常に無理なんで、ただ、消火栓の部分において、可能な限りは、できるだけ早い段階で、まあやっていただきたいなと思います。

それと、今、その道路改良計画の中で、まあ、進める。ない所では、地域と、状況と相談してみたいな話なんですけども、まあ今、最近、以前ほど道路改良してませんので、いうよりまあ、ほとんどしませんわね。ごく一部しかしてないと。多くのところはしてないというのが実情なんで、そこらへんは、その道路改良に合わせてというのは、一番いいんでしょうけども、まあ、そこらへんもこう、県の方にプッシュしながら、そういう地元から相談があったところには、何とか、計画に乗せるような方向でお願いしたいと思うんですけども、そういった点、どうですか。

〔上下水道課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 実際ね、今、計画があるところは、そういうものであわせていきたいし、そういう計画ないような所はですね、そういう地域とも協議をしながら、移設できるものはする。どうしてもできないという所もね、ありますので、それはまあ、地域と相談していきたいと思います。

それからまた、交通の、その消火栓の使用でですね、支障が来たすいうお話もございましたので、少し付け加えさせていただきですけども、あの消火栓、地下式であれば、石をかんだり錆びたりしてですね、なかなか、いざという時に使えないというお話もございました。

まあ、平成 21 年度でですね、町において、そういう地下式の消火栓、地上式の消火栓、まあ点検もさせております。地上式の消火栓においてもですね、頭の部分がですね、回りにくいかですね、そして水が出しにくかったということもですね、ありますので、まあ、そういう、21 年度調べてですね、そういうのをですね、全部活用できるように、今、そういう補修もいたしましたし、また、21 年度、その結果をもってですね、21 年度、自治会長さんにもですね、お宅の地域の消火栓は、こういう状況になって、こういうふうに対応しました。今後も、そういうことを気をつけてですね、管理、また、消火の訓練とかですね、それにも活用してくださいということで、まあ、21 年度にですね、末に、21 年度末、それから 22 年度のかかりぐらいにですね、その結果をもって、また、報告もさせていただいております。

まあ、そういう形で、地域とも連携を取りながらですね、今後、対応していきたいというふうに思います。

〔山本君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 分かりました。

そしたら、まあ、何とか、順次、ちょっとお金もかかりますけども、進めてもらって、地域の方が安心して暮らせるような形にしていっていただきたいと思います。

続いて、2 問目にいきます。ここで、また、ちょっと読むのが大変なんで、ほんまは続けて読んだ方が、やりやすかったんですけども、佐用大橋について、伺います。

先日、災害特別委員会で、佐用大橋の架け替えについて説明を受けました。その時、佐用大橋は、河川改修のため橋は長くなるが、道幅は歩道 2 メートル、車道 4 メートル、計 6 メートルのままであるとの説明を受けました。一般的には、10.5 メートルの道幅になるそうですが、今回の橋の架け替えは、災害による河川改修であり、道路改良ではないので、従来の道幅、6 メートル分しか予算化できていないとのことであります。残り 4.5 メートルは、河川改修分ではなく、道路改良で予算化しなければならないので、何ともならないとの答弁でありました。

佐用大橋は、昼は、そんなに車も走っていないと思います。説明でも、拡幅の優先順位があり、そんなに車が通っていないとのことであります。

しかし、それは、今の道幅が狭く、車では通行しにくいということであり、そのため利用しないということだと思います。本来、決して利用における優先順位が低いような立地の橋ではないはずで、本来の 10.5 メートル幅の橋にすれば、車の通行も支障なく行え、今より格段に利用状況が良くなると考えます。

そこで、町としては、残り 4.5 メートル分の拡幅を、この際、県にお願いしてみる必要があると思いますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、2 問目。町長、答弁願います。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、2 問目の佐用大橋についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員もご承知のとおり、平成 21 年の台風災害を受けて、平成 21 年度より河川改修、延長約 55 キロを 5 年間にわたっての工期で現在まあ、それぞれ実施をしていただいております。その中に多くの橋等もあるわけでありましたが、佐用大橋だけではなくて、その他の橋も含めてですけども、河川改修事業に伴い架け替えが必要となっております、それぞれの橋梁等も、今、お話しのように、災害復旧でありますので、基本的には、現況幅員を確保する考え方で、まあ、実施をされているところでございます。

ただし、事前に事業計画がある場合は、別事業。これは道路改良事業として、が優先されるということで、一部の橋におきましては、道路改良事業として改良工事もしていただいております。

まあ、このご質問の佐用大橋についてでありますけれども、その他の橋についても、私もまあ、この改良。今回の、この河川の大規模改修に伴う橋の架け替えにおいてですね、少しでもこう、改良ができないのかということで、事前の打合せにおいてもですね、検討をお願いしてきたところでありますけれども、この佐用大橋につきましては、既存の計画がないということですね、その架け替え計画というものが、ないということは、道路改良事業としての、直ぐに取り組みができないということでもあります。

それと、前後の道路幅員、これについてもですね、現況の、当然、ままということでありますし、国道 179 号、佐用小学校前交差点との関係等を考慮して、現時点での改良計画は、直ぐにですね、立てることはできないとの意向で、考え方で、県から聞いておりますので、まあ、私といたしましては、当然まあ、本当に、今、お話しのように、今回の事業の中でね、もっと幅の広い、通行しやすい橋に架け替えていただきたいという思いは、山々ですけれども、予定期限内に、当然、全体の事業を進めていただきましてですね、地域住民の、この安全確保ということ、これは、河川の大規模改修をスムーズに、円滑に進めていただかなければなりませんので、まあ、そういう面も含めて、総合的に判断をいたしまして、現状でのですね、幅員での架け替え。県が、そのように決定をされて、既に用地の買収。それに必要なですね、それから、設計、今後の工事の発注計画。そういうものも立てられておりますので、まあ、やむを得ないんじゃないかというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、山本君。

10 番（山本幹雄君） まあ、町長の方も拡幅したいという、そういう思いがあられるということ、今、答弁の中で伺いました。まあ、それは非常にありがたいと思うんですけども、この前、河川改修の、まあ、来た人。名前誰とは言いませんけども、その人に、ちょっと質問して、説明求めたところによると、河川改修は、道路の改良の方に、広げてくれ、したらどうやいうて言うたと。ほんで、この際、ついでやから、普通だったらまあ、この幅、今、車道が 4 メートル、歩道が 2 メートルで、計 6 メートルしかないけども、普通一般的に言ったら、10.5 メートルあるから、普通だいたい、それにということで、そういうふうに言うたけども、道路改良の方が、そういう意思はないということだったんで、まああの、言い方悪いですけども、説明です、申し訳ないけど、縦割り行政なんでって言われてました。

だから、縦割り行政で、どうすることもできないんですよ。それは、そっちの課で関連予算で組んでもらわなあかんのやと。ああ、まあ、そうなのかと。

そやけども、河川改修の方としては、そういうふうにして、ついでに、4 メートル分ある。6 メートル分は河川改良の中で、その災害復旧の中でこう、予算化できるから、ついでにまあ、後、もうちょっと 4.5 メートル分は、道路改良でしたらという思いの中で言うたんだけどもと言われておったんで、河川改修としても、そういう思いがあるということであるなら、後、道路改良にない、そういう思いが、ちょっと意識が薄いというのであるならば、一番、あの道路の利用状況を、よく知られている町長が、もう少しこう、プッシュし、お願いしてみれば、いいんじゃないかというふうに思うんです。

で、なぜか言うと、私、あっこへ、ほとんど毎日のように行ってます。今日も行ってます。朝ね。朝とまあ、よく行くんですよ。これぐらいまあ、なぜか言うたら、まあ、だいたいあれなんですけども、行っているんですよ。

で、その時にやっぱり子どもが、バーっと通りますよね。で、僕が通るんは、こっちですから、あの橋は通りませんよ。こっちですけど、でも状況は分かります。

で、まあ、僕らも高校の時、橋通ってました。まあ、僕らの時には、ガードレールが、確か、なかったと思います。確かに、今、そういう意味では、安全という部分はあるんだらうというのは、十分、理解できるんですけども、ただ、やっぱり、あの道は細いね。向こうから車が来ると、じゃあ、こっちから行ってみようか。なかなかそうではない。向

こうから来よったら、もう入口で、こっちで待っとなあかんというのが、現実だと思う。この現実を、まあ、県の土木が、どこまで理解しておるかということ、しているんだろうけども、多分、あんまりはしてないと思うんですよ。

だから、今、先ほど言われたように、その橋だけ広げても、その前後の道の拡幅が難しいという部分。あの佐用の小学校の下の交差点の部分もあるんでしょうけども、橋の方はね、言うてました。拡幅する分の用地は。用地は、拡幅する分の用地は確保してます。いつでもできますいうて。だから、河川改修の方は、もういつでもできるというふうな認識で動いとうみたいなこと言うてました。

で、橋の前後の関係があるにしても、それは、その時考えないと、将来的に、その、しようとした時でも、橋が細ければ、道路の拡幅は、もう無理になってきますから、今、無理してでも橋の拡幅さえ行っていけば、将来的に道路の拡幅が何かの状況の中でできるとなったとしたらできますけど、そうじゃなかったら、橋が広くならなったら、もうずっとそのままの道路だと思うんで、ここは、ほんまに町長に頑張ってもらわなあかんところじゃないかと思うんですよ。

まあ、思いはあると言うけど、そういう説明を聞いたというんじゃなくして、説明を聞いたら、これは、せなあかんのや。佐用町のためにせなあかんのやと。佐用町、今、疲弊して、町がこう、過疎化していきよう中で、佐用町を、どう、30年、40年、まちづくりしていく中で、ここは絶対に必要なやと。佐用町の中心の場所であると。中心とずれとつかも分からんけども、ほとんど中心に近い場所やと。この重要なとこに、橋の拡幅がされない。そんなばかなことはあり得ない。

上郡なんか、あの大橋、ボンボン広がってますわ。佐用の町をつくらなあかんいう時に、この町で、中心になるうかという橋で、この幅で、ほんまに佐用町、将来、まちづくりできないしてできるんと言え、私は、ちょっとやっぱり疑問だと思う。

そりゃ、昔のようにね、私らが高校時代に歩いて通りよう時代だったらいいですよ。ところが、今、そうじゃない。車がボンボン通ります。もうはっきり言って、前も言いましたけども、うちのお袋らでも車に乗ります。今、70代以上の方が、車にバンバン乗る。女性ででもですよ、乗ってる時代です。30年、40年前だったら、そんな、年いった方は乗るようなことはなかったけども、今、そういう交通社会の中でね、40年前、50年前。50年前とは言わんけど、40年前と同じ橋でいいのかと言え、私は、ちょっと違うんじゃないかと思います。どうですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、今回の災害の中でもですね、そういうことで、改良を行っていただいている橋もあります。ここは県道ですけども、町道で、小赤松の橋も改良して、現況からですね、拡幅する分は、町が予算を持ってですね、拡幅をするということで、させていただきました。これにも町予算が、約3億ぐらい追加で、県に委託するという形で、追加、町の予算を支出させていただくということです。

それから、県道においてもですね、先ほど言いましたように、県も、道路予算として確保したり、計画ある所は、当然まあ、やろうということで、平福の宮橋という所。これからかかりますけれどもね、そういう橋につきましては、これは道路予算の方で架けます。

ただし、道路予算でこう、架け替えがされるということは、これは災害復旧という形ではなくてですね、長くなる分は、災害復旧になるんですけども、拡幅する分は、その道路

の予算の中でやられますので、例えば、それに添架している、お願いしている町の水道とか、下水道なんかの配管なんかですね、道路であれば、今度は、町が全部予算を持たなきゃいけないというようなことも実際に起きております。

ですから、町としては、できるだけ災害の中で、災害予算の中で、まあ、橋の改良、拡幅もやって欲しいと。架け替えやって欲しいということをお願いしているんですけども、まあ、例えば、南光の多賀橋なんか、これも道路予算でやられると。そうすると、まあ、改良は、ある程度できたとしても、まあ、一方では、そういう町予算を、県道であっても投入しなきゃいけないという部分もあります。

で、まあ、ただ、そうあっても、一旦架け、今、言われるように、橋を架けると、もうこれを拡幅するということは、なかなかもうできないというのが、まあ、今の佐用大橋でも、あれ、戦前に架けられた橋ではないかと思うんですけどもね、まあ、もう、一旦架けると70年も、まあ言えば100年も架かる、その橋というのは、なかなか橋を架け替えるということは難しいことも現実です。

だから、そういう中で、どうしてもね、まあ、支障が大きいということについては、その優先の、状況を見て、県としてもですね、当然、考えてはいただいているというふうに思っておりますし、まあ、ただ、やはり、今、縦割りと言われましてけれども、道路予算は、道路予算として、今、土木予算、非常に、現実、削減されたり、少ない。予算が少なくなってきたております。ただ、その中で、町におきましては、そういう県のですね、事業、かなりまあ、今、進めていただいておりますので、まあ、この度の震災によってもですね、かなり土木予算が削減をされているということで、まあ、この期間内にね、将来的にずっと時間が取れるんだったらいいんですけども、今の期間の中で、新たに、そういう事業。県が負担をする、まあこれ、災害ですけども、その分をやるうとすれば、県が、この分を全部負担していただかなきゃいけないということなんですよ。まあ、そういう予算を確保して、どうしてもやって欲しいと。まあ、お願いはしますけども、実際のところ、それだけの予算というものが、もう確保できないということ、県から話をされますとね、まあ、町としては、その橋だけをいつまでも置いておいて、この事業が、期限内に、逆にできない。なかなか進捗が難しいということになるとですね、また、それも、非常に大きな、後、問題として残りますので、まあ今、私も毎日通ってます。だから、もう後1メートルぐらい広がったら通りやすいのになとは、当然、思いますけども、まあ、そこで渋滞があるとかというような状況がある状況ではありませんし、歩道は、ちゃんと確保していただくということなので、まあそういう、歩行者等の安全面については、きちっと確保もしていただくということでございますのでね、まあ、県から、いろんなその、今の状況を聞かされるとね、聞かされると、やっぱり、そこまで、それ以上の要求をして、まあ要求をして、要望をしてですね、実現できるんだったらいいんですけども、なかなか非常に難しいものを、いつまでも要求をしていく、ばっかししていくのは、まあ、いかがかということで、やむを得ないのではないかなという判断をしたところでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） あの、そんなに県もね、国も、今、お金があるわけではないんで、ちょっと言うて、はい、そうですかということはないと思うんですよ。

だけど、先ほど、町長も言われたように、戦前の橋だろうと、70年も100年も、実際問題、この災害で壊れるとか何とかしない限り、ずっとそのままですわね。で、今度、架

け替えてしまえば、いつできたかいうと、完成が、まあ来年ぐらいになるのかな。来年が再来年になれば、そこが初年度になるんですね。うん。戦前からの橋やいうんなら、ちょっと何とかしてえなと言えるけど、この時からの橋となると、本当に架け替えというのは、もう無理だろうと思うんです。

そう思った時に、まあ、確かに、県が、なかなかちょっと予算が難しいんで、お金出しにくいので、まあ、あんまに難しいことを、いつまでも引っ張ってもというようなこともあるとは思いますが、これほんまに、先ほども言わしてもらったけども、佐用の中心に近い橋だと思うんですよ。佐用の町の中心。佐用の町を、今からどう作って行って、佐用の復旧、復興。それから、復旧復興から、更に進んで、更にどう、佐用町を発展していくんかって、過疎対策なんかを考えながら、佐用町、今後、10年、20年を、どう考えるんかいう時に、あの橋のままでいいのかなというのがあるんですよ。僕は、いいとは思わないんですよ。

だから、何でもかんでも駄々こねてはいいとは思わないけども、これは、いっぺん県に駄々こねなあかん部分じゃないかなと思います。

これ、佐用町の中心に近い橋やでって。佐用町の今後のまちづくり考えた時に、これ、絶対要る橋やんと。この佐用町で、中心で、一番まちづくりせなあかんという所に橋がなかったら、佐用町、今後のお前、発展に、どう県は、町のこと考えとんやいうて、僕は、駄々こねてもええことやと思う。この橋はね。

ただ、平福も何かって言うてましたね。僕、平福は、それはそれでええと思うんですよ。でも、佐用町の優先順位からいったら、ここの佐用大橋やと思うんです。副町長、そう思いませんか。こっちチラット見られたけども。僕は絶対、この方が、優先順位が高いと思う。

だって、4町が合併してね、役場がここにあって、ねっ、駅がここにあって、小学校がここにあって、高校がここにあって、子どもらが、毎日通りようようなところで、だけど、危ないから、普通の車は、非常に、なかなかあそこを避けて通る。避けて通らざるを得ない。これで、どないして佐用町の町つくるんかというのは、僕は、非常に難しいと思うんです。

だから、何でもかんでも駄々こねて文句ばかり言うてええんか。まあ、僕は、よく言うほうかも分からないけれども、だけれども、やっぱり駄々こねなあかんところ、これ、あると思う。ここは、僕は駄々こねても、県、やってよって。これ今せなんだらもうないんやから。

ねっ、これ、70年も100年も、もうはっきり言うて、僕らも、僕も死んでおれへんです。多分、そうなると、ここの人間誰もいない。そんなに50年もいうたら、ここの人間、多分、誰もいないと思う。それぐらい先までということになると、その間、佐用町のまちづくりどうするんやっていう話になると、僕は、思うんですけども、これは、やっぱり町長、申し訳ないけど、県に駄々こねて、何とかしてよって言うてもらいたいなと思うんですけども、どうですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、何度も申し上げますけども、まあ、これね、町道であれば、それはもう、町がね、その5億、10億かかってもというふうにもね、決断すればできることですけども、今、お話しさせていただきましたように、県道ということで、県の、最

終的には、どうしてもお願いをするしかないということです。

で、まあ、あの橋の状況なんですけども、大型車がですね、実際、県に問い合わせても、そんなに入る。逆にまあ、大型車が、あそこに入ってくるのも、ちょっと困るんですけども、その大型車が、ドンドン通る橋ではありません。

ただ、当然あの、宮橋なんかというのはですね、これは通常の県道で、あそこ拡幅して、大型車も通る橋ですから、そういうその、県としても、そういう国道、県道としての通行のことも考えていると思います。

で、まあ、私は、その状況を説明受ける中でね、まあ、まずは、あそこは、高校生、また、買い物客、いろいろと、その歩道ですね、歩道はしっかりと確保していかなきゃいけないということで、まあ、歩道と車道についても、まあ、今の所、中で、通常の普通車であれば、一応、すれ違いはできる橋ということでね、まあ、それはまた、お願いはね、駄々をこねるといっても、まあその、もう、いつまでもね、やってくださいというお願いで、それしていかなければ、もう何も協力しませんよなんて言われて、協力しないんだったら、他の事業まで、全部ストップするようなことでは困りますから、やはり今、状況的に見て、あの橋が、そういう大型車が、ドンドン通るような、また、そこ、大型車を誘導するような場所。橋でも、場所でもないのですね、まあ、県が言われるように、今、これは、お願いして、最終的に判断。駄目なら、もうこれは、やむを得ないというふうに判断するしかないのかなというふうに思っているところです。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） あのまあ、大型車が通らない。多分、通らないと思うし、大型車は入れないけど、あそこ、普通車が、すんなりスツとこう、両方2台が行き来できるかという、それは、ちょっと難しいな。あそこ。軽四ならスツとできるかも分からないですけども。

で、10.5メートルは無理にしても、今より2メートル広げてもらうことぐらいだったら、何とか、その予算もかなり、そんなに、変わってくるだろうから、2メートル広げれば、普通乗用車が、スムーズに行き来、行き交えることができると思うので、その10.5メートル幅が無理であったら、それぐらいの形。2メートルとは言わんけど、1メートルでも広がれば、今、はっきり言うて、僕ら、向こうから来たら、車が来たら止まりますからね。はっきり言うて、早水さんところの前の辺で、止まったりしながら、来るの見てからしか行きませんからね。それが、スムーズに行けるようにだけなる。そうしてもらたら、1メートルか、2メートルで、広がるだけでも、うんと違うと思うので、そういう考え方で、その10.5メートルが無理でも、話するのは、難しいですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの、未だ、実際には、工事はされておられません。ですから、完成しておれば、もうそれは、完全に無理ですと言えますけどもね、まあ、ただ、今の状況で、既に設計もされたり、いろいろとされていることは聞いて、だいたいの設計が出来上がっているというのは、お話も聞いておりますので、まああの、私も、そういう、実現すれば

ね、言われるように。まあ、例えば、1メートルでも広げていただければ、もっと通りやすくなるし、そうして欲しいなという気持ちは、最初から言いましたように、そういう思いは、当然、お互い持ってます。

ですからまあ、また、復興室の室長にね、現段階で、何とかできないんだろうかという、再度のお願いなりお話しはさせていただきますけども、その中でね、県として、まあ、今、話ししましたような状況で、判断されたことについてはね、まあ、最終的には、これはやむを得ないということでの、あきらめなきやいけない部分もあるかと思えます。

ですからまあ、そこまでね、山本議員もずっとお話しされておりますし、まあ、言えば、改良に、町の将来に向けての思いでありますから、その思いは、お互いに、県に届けるという努力はさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） そしたらまあ、町長に、今度、頑張ってください、なるかならないかは別にしても、できるだけなるような形で努力してもらいたいということで、質問を終わりたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、山本幹雄君の発言は終わりました。

お諮りをいたします。後5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明13日、午前10時より再開をいたします。本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後04時31分 散会